

# 和歌山県 廃棄物処理計画

使い捨てから資源循環へ

～地球の生活習慣病を治す・・・みんなの計画～

和歌山県

平成15年3月

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の3第1項の規定に基づき、和歌山県廃棄物処理計画を策定し、ここに公表いたします。

平成15年3月

和歌山県知事 木村良樹

長く美しい海岸線、青い海、緑豊かな山々は高野・熊野に象徴される歴史文化を育み、私たちは遠い昔から、物質的にも精神的にも恵まれた日常生活を営んできました。

しかし、近年の環境問題は、森林の荒廃や海洋の汚染など生態系を狂わせて本県の自然環境にも深刻な影響を及ぼしています。

化石燃料の大量消費による地球の温暖化、鉱物資源の乱獲による枯渇等、環境の破壊は、深く静かに進行してやがては全身をむしばむ、いわば「地球の生活習慣病」であり、人類はもとより全ての動植物の生命を守るためには、一日も早い根本的な治療が必要です。

これまで私達は、自然界に求めた資源を原料あるいは燃料として使用し、生産された製品を使用した後に、廃棄物として自然界に捨てるという一方的な自然からの「収奪」を繰り返してきました。

これを根底から見つめ直し、資源の循環を進めて環境への影響を最小限に抑制し、次の世代にクリーンな自然環境を継承するために、一人一人が取り組むべき方向を示したのが、この和歌山県廃棄物処理計画です。

「みんなの計画」とすることを基本に、パブリックコメントを募集して策定の段階から広く県民の皆さん方のご意見をお聞きするとともに、本県の廃棄物に関する課題や取り組みの方向を、わかりやすさを第一に取りまとめました。

この計画を指針に、県民、事業者、NPO活動団体、行政など関係者が目標達成を目指してそれぞれの立場で創意工夫を重ね、廃棄物の分野における「和歌山モデル」として全国に発信されることを願ってやみません。

# 目次

序 章 .....	1
計画の背景と目的 .....	1
計画の期間 .....	1
廃棄物処理計画において解決すべき本県の重要課題 .....	2
第1章 課題解決のための基本方針 .....	5
1.1 基本方針 .....	5
1.2 取り組みの方向 .....	6
1.3 取組の方向に基づく計画の目標 .....	8
1.4 計画の数値目標 .....	9
第2章 目標達成のための取組 .....	11
2.1 循環型社会の構築に関する県民、事業者意識の醸成 .....	11
(1) 廃棄物情報の積極的な収集と提供 .....	11
(2) 廃棄物・リサイクル関連法の周知のための啓発の実施 .....	11
(3) NP0等民間団体の育成、自主活動への支援 .....	11
2.2 廃棄物の排出抑制・減量化・再生利用の促進 .....	12
(1) 各種リサイクル法の円滑な施行・取組の推進 .....	12
(2) 環境ビジネスの育成 .....	14
(3) 公共機関における環境への配慮（グリーン購入の推進） .....	14
(4) 経済的手法の導入の検討 .....	14
2.3 適正処理推進のための処理施設の確保 .....	15
(1) 大阪湾フェニックス計画の推進 .....	15
(2) 一般廃棄物の処理施設の確保 .....	15
(3) 産業廃棄物の処理施設の確保 .....	15
事業者による産業廃棄物処理施設の確保 .....	15
産業廃棄物処理施設の設置許可申請の審査の徹底 .....	16
公共関与による産業廃棄物処理施設確保の検討 .....	16
(4) 産業廃棄物の広域処理への対応 .....	17
(5) し尿及び生活排水対策の推進 .....	17
2.4 不法投棄等不適正処理対策の充実 .....	18
(1) 警察・行政機関・県民の連携強化による監視体制の充実 .....	18
(2) 生活環境保全上の支障の除去 .....	19
(3) 排出事業者・処理業者の適正処理の推進 .....	19
(4) 土地の管理者責任の徹底 .....	19

2.5	特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進	20
(1)	感染性廃棄物適正処理の推進	20
(2)	PCB廃棄物対策	20
第3章	計画を推進するための関係者の役割・責務	21
3.1	関係者の役割	21
(1)	県民	21
(2)	事業者	21
(3)	処理業者	22
(4)	市町村	22
(5)	和歌山市	23
(6)	県	23
3.2	計画の推進について	25
(1)	計画の周知	25
(2)	計画の進行管理	25
(3)	技術開発の推進・普及	25
	和歌山県廃棄物処理計画の施策体系	26
第4章	廃棄物処理の概要・将来見込み	28
4.1	用語の定義	28
(1)	廃棄物とは	28
(2)	廃棄物の処理	28
4.2	計画の対象区域図	29
4.3	廃棄物処理の現状	30
(1)	本県の廃棄物の概要	30
(2)	廃棄物の排出状況	31
(3)	廃棄物の処理状況	35
(4)	廃棄物の処理施設の整備状況	41
(5)	廃棄物の広域移動状況	44
(6)	廃棄物の不法投棄の状況	47
(7)	特別管理廃棄物の状況	48
4.4	廃棄物に係るこれまでの各種計画の進捗状況	49
(1)	第4次和歌山県産業廃棄物処理計画の達成状況	49
(2)	ごみ処理広域化計画の概要	50
4.5	廃棄物の将来見込みと目標値の概念	51
(1)	廃棄物の将来見込み	51
(2)	廃棄物処理の目標値の概念	52

## 序 章

---

### 計画の背景と目的

---

- ( 1 ) 廃棄物に関し、産業廃棄物については県が「産業廃棄物処理計画」(平成11年5月)を策定し、一般廃棄物については市町村が「一般廃棄物処理計画」を策定するとともに、市町村の計画をもとに県が「ごみ処理広域化計画」(平成11年3月)を策定し、廃棄物の適正処理を推進してきた。
- ( 2 ) 国は、平成12年を循環型社会元年とし、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)をはじめとするリサイクル関連法を整備するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)を改正し、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた処理計画の策定を都道府県に義務づけた。
- ( 3 ) また、国は廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成13年環境省告示第34号。以下「国の基本方針」という。)において、廃棄物処理の基本的な方向を示し、廃棄物の減量化等の目標を示した。
- ( 4 ) 本県では、計画を策定するに当たり、平成8年度からの実態の変化を把握するため、平成12年度の実態を平成13年度に調査した。その結果、本県の廃棄物の排出量は人口当たり、総生産当たりで見ると全国値より高い水準にある。県内で処理施設が不足しており、廃棄物処理のかなりの部分を県外に依存している。不法投棄等、不適正処理は増加傾向にある、という3つの重要な課題が明らかになった。
- ( 5 ) この「和歌山県廃棄物処理計画」は、本県が抱える廃棄物に関する課題を解決するための基本方針、取組の方向、目標、施策を国の基本方針に即して定めたものであり、その達成により県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展を目指すものである。

### 計画の期間

---

対象期間：平成14年度から平成22年度(9ヶ年)

目標年次：平成22年度(中間目標年次：平成17年度)

平成18年度に計画の見直しを行う

## 廃棄物処理計画において解決すべき本県の重要課題

### 課題1 依然として高い水準にある廃棄物排出量

- ・ 本県の廃棄物排出量は、一般廃棄物については横ばい、産業廃棄物については減少傾向となっている。
- ・ しかし、一般廃棄物の排出量を1人1日当たりで見ると、全国平均より高くなっている。
- ・ また、産業廃棄物の総生産当たりの廃棄物排出量は、全国平均より高くなっており、本県の廃棄物排出量は決して少ないわけではない。
- ・ 資源の有効利用を進める上でも、まず廃棄物の排出抑制を進める必要がある。

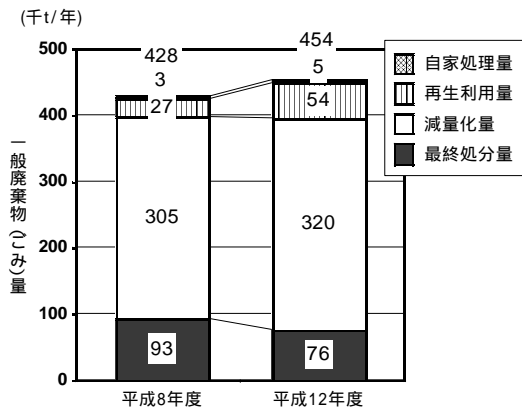


図1 一般廃棄物の排出量の推移

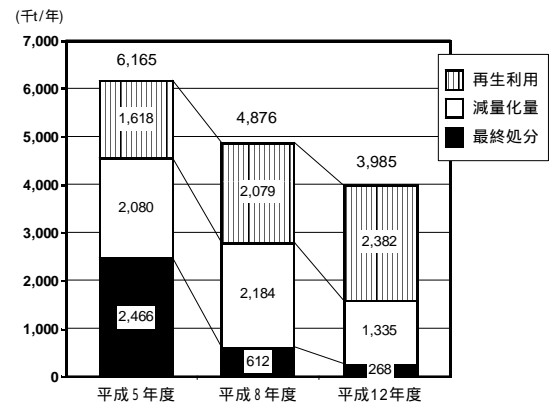


図2 産業廃棄物の排出量の推移

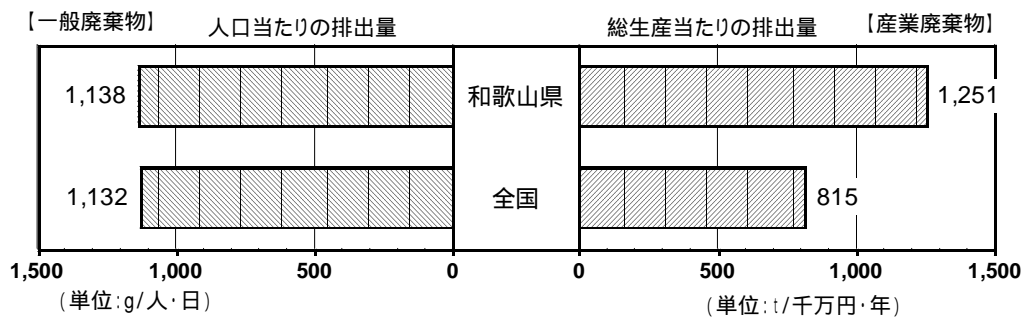


図3 廃棄物の排出量の本県と全国の比較 (平成12年度)

## 課題2 廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存

- ・本県は、廃棄物を持ち込まない持ち出さないを方針にしているが、現実には一部（産業廃棄物の最終処分については大半）を県外処理に依存している。
- ・これは、県内に廃棄物処理施設が不足していることが原因と考えられるが、全国的な状況として廃棄物処理施設の新規立地が進まない状況であることから、県外での処理が今後も続けられるかは不透明である。
- ・県民の生活環境の保全、県内産業の発展・育成のためにも廃棄物の減量化を一層進めるとともに、県内処理の充実が必要である。

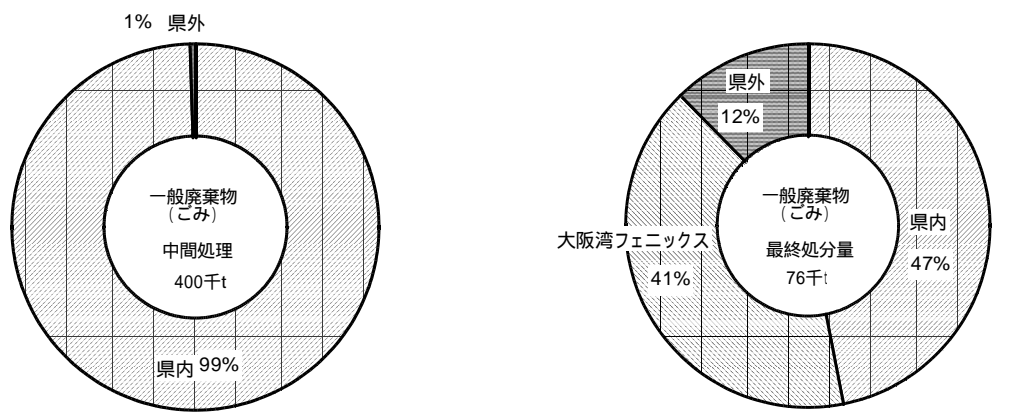


図4 一般廃棄物（ごみ）処理の県域内と県域外の内訳（平成12年度）

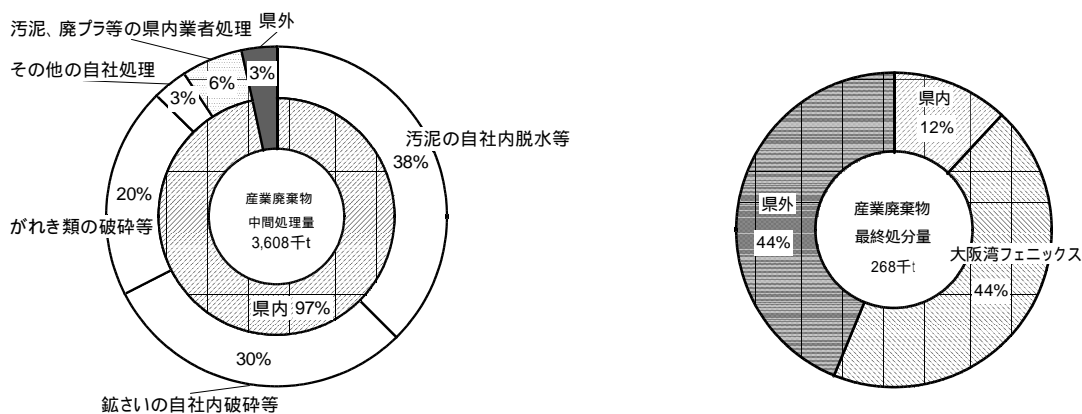


図5 産業廃棄物処理の県域内と県域外の内訳（平成12年度）

本県から排出される産業廃棄物のうち特に量の多いものは汚泥、鉍さい及びがれき類で、汚泥と鉍さいについてはそのほとんどが自社内で、がれき類については再利用が比較的要であるため県内業者により、中間処理されている。しかし、脱水後の汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等の委託中間処理については多くの部分を県外業者に依存している状況である。

### 課題3 不法投棄等、不適正処理の増加

- ・本県は大都市圏と隣接していること、また、広大な山林を有していることから、不法投棄事案が多発している。
- ・特に、近年は悪質化、大規模化し件数も増加しており、対応が遅れることにより重大な環境被害が生じる恐れがある。
- ・不法投棄等の不適正処理の撲滅は本県の豊かな自然環境を守るうえでも重要である。

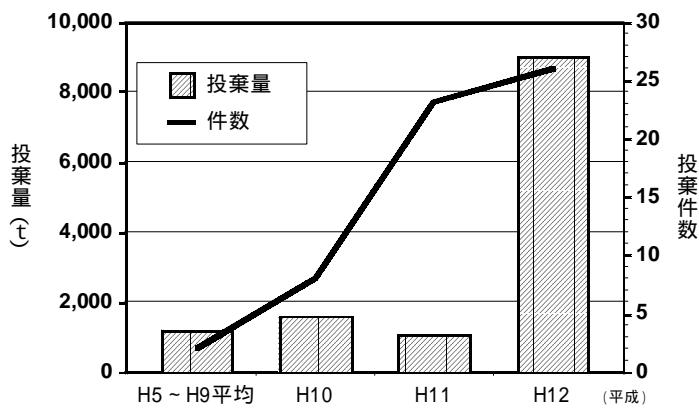


図6 産業廃棄物の不法投棄件数

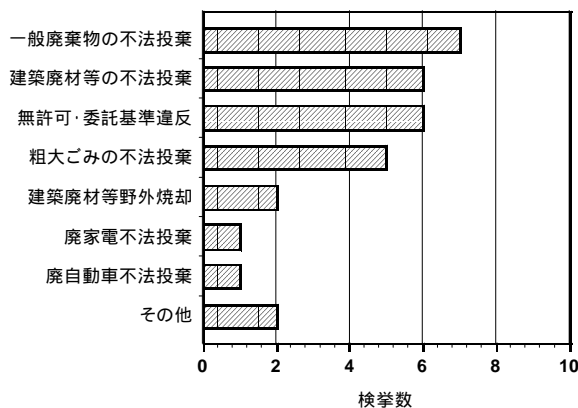


図7 環境機動捜査隊発足後の事件検挙状況 (平成13年4月～12月)



# 第1章 課題解決のための基本方針

## 1.1 基本方針

### 県内資源循環システムの構築

～資源の採取・生産・消費・再資源化に至る資源循環の「環」の構築～

本県の廃棄物処理は、排出量そのものは減少傾向にあるものの、依然として資源として有効利用が可能なものまで埋立処分している「最終処分依存型」の処理体系となっており、しかも、そのかなりの部分を県外に依存している。

しかし、最終処分場の確保が全国的に困難な状況にある中、健全な経済活動を今後も持続していくためには、将来的には最終処分に依存した処理体系から脱却する必要がある。

今後は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の趣旨に基づき、大量生産、大量消費、大量廃棄の従来の社会システムや県民のライフスタイルを見直し、資源の循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、資源循環型社会の実現を図る必要がある。

そこで、本県においては、廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に出来る限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することとする。また、県内で循環することが環境保全上、あるいは経済的に見て合理的と考えられるものについては、県内で資源として循環するシステム、すなわち「資源循環の環」を構築することを基本方針とする。

## 1.2 取り組みの方向

### 方向1

循環型社会の構築を目指し、排出抑制・再使用・再生利用を徹底した社会システムへの転換を促進する

従来の社会システムは資源の採取、生産、消費、廃棄に至る一方通行の社会システムであり、しかも消費を優先した生産を行ってきたため、様々な廃棄物が多量に排出され、結果としてシステムの下流に位置する廃棄物処理にしわ寄せを招くこととなった。

本計画では廃棄物処理への負担が最小限となる循環型社会の構築を目指すこととし、排出抑制・再使用・再生利用を徹底した社会システムへの転換を、県民、事業者、行政機関が一体となって促進することを取組の方向とする。

### 方向2

資源化・減量化・無害化を徹底し、廃棄物の最終処分量を低減することにより廃棄物による環境影響を限りなく低減する

従来の廃棄物処理は、最終処分に依存した体系であり、本県においてはかなりの部分を県外処分に依存している。

しかし、最終処分場の確保が全国的に困難な状況にある中、この体系が今後も持続できるかは不透明である。

県内で安定的に最終処分が可能な処分場の確保が必要であるが、豊かな自然環境を有している本県にとっては、その設置については最低限にすべきである。

従って、本県の廃棄物処理については、排出された廃棄物の資源化、減量化、無害化を徹底し、最終処分量の限りなく低減を目指すこととし、必要な廃棄物処理施設の確保についても、この考えのもとで進めることを取組の方向とする。

また、し尿や生活雑排水対策については、地域の実状に応じた污水处理施設の整備を図って行く。

### 方向3

監視・指導・取締を強化し、不法投棄、違法保管及び野焼き等の不適正処理を撲滅する

本県は大都市圏に隣接していること、また、山間部を多く有していることもあり、廃棄物の不法投棄等の事案が多発している。

また、不適正処理の発生が廃棄物処理そのものへの県民の不信感を増大し、県内における廃棄物処理システムの構築を阻害している。

そこで、廃棄物処理に対する県民の信頼を取り戻し、県内における廃棄物処理システムの円滑な構築を目指すため、監視・指導・取締を強化し、不法投棄、違法保管及び野焼き等の不適正処理を撲滅することを取組の方向とする。

### 1.3 取組の方向に基づく計画の目標

---

#### 目標1 循環型社会構築に関する県民、事業者意識の醸成

循環型社会の構築のためには、県民、事業者一人一人の草の根の取組が重要となる。本計画では循環型社会の構築に対する県民、事業者意識の醸成を目標とし、施策を実施していく。

#### 目標2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、減量化の推進

廃棄物処理に起因する諸課題は、処分を要する廃棄物そのものを減らすことにより解決できるものと考えられる。本計画では廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、減量化の推進を目標として施策を実施していく。

#### 目標3 適正処理推進のための処理施設の確保

循環型社会を構築する基盤として、廃棄物処理体制の構築は必要不可欠である。本計画では、県内の廃棄物の排出量に見合う廃棄物処理施設の確保を目標として施策を実施していく。

#### 目標4 不法投棄等不適正処理対策の充実

不適正処理は、生活環境保全上の支障を引き起こすだけでなく、廃棄物処理そのものに対する県民の不信感を生み出すこととなる。本計画では不法投棄等不適正処理対策の充実を目標として施策を実施していく。

#### 目標5 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進

特別管理廃棄物は、保管・管理・処理が適正に行われないと、環境に重大な支障を及ぼす。本計画では特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理を徹底することを目標として施策を実施していく。

## 1.4 計画の数値目標

1.3の個別目標を達成することによる廃棄物の排出抑制、資源化の推進、最終処分量の減量化の目標数値については以下に示すとおり設定する。

なお、資源化については排出量の増減に関わらず排出量に対する比率、すなわち再生利用率を増加させるものとし、目標を設定する。

### (1) 一般廃棄物処理の目標

一般廃棄物については、県民、事業者、市町村の協力により排出抑制、再資源化を進める。

具体的には、基準年である平成12年度実績値に対し、平成22年度には排出量を約7%削減し、再生利用率を14%増加させ、最終処分量を50%減量化することとする。

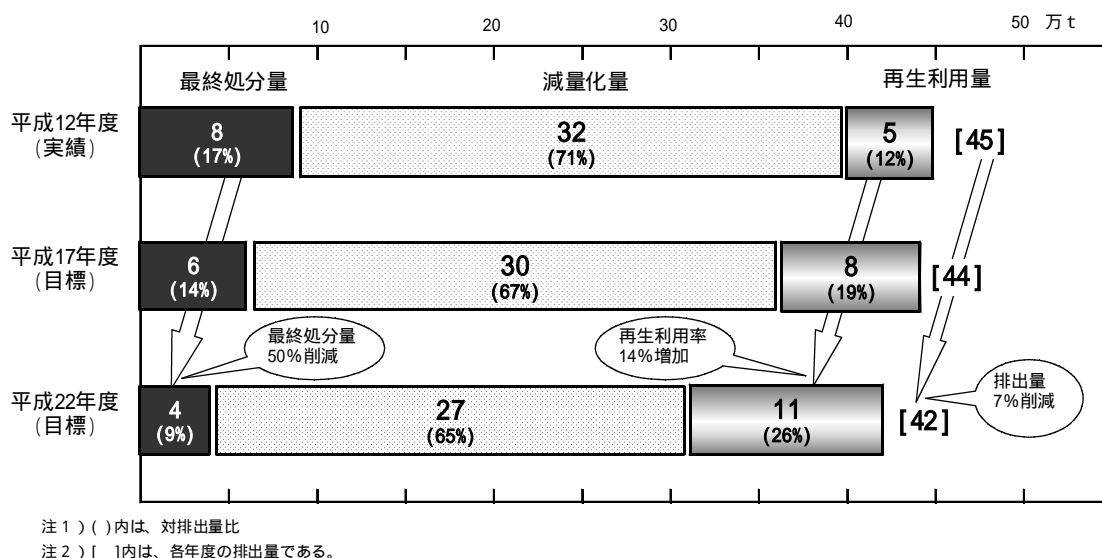


図1.1 一般廃棄物の数値目標

## (2) 産業廃棄物処理の目標

産業廃棄物については、持続的な発展が可能な社会を目指す観点から、県内企業の廃棄物の排出抑制対策を進めることにより、経済発展や企業の新規立地によっても排出量の総量は変わらないものとする。また本県では特に最終処分場が不足し、県外にかなりの部分を依存していることから、資源化の促進と最終処分量の減量化を積極的に進める。

具体的には、基準年である平成12年度実績値に対し、平成22年度には排出量の増加を抑制、ほぼ横ばいとし、再生利用率を4%増加させ、最終処分量を63%減量化することとする。

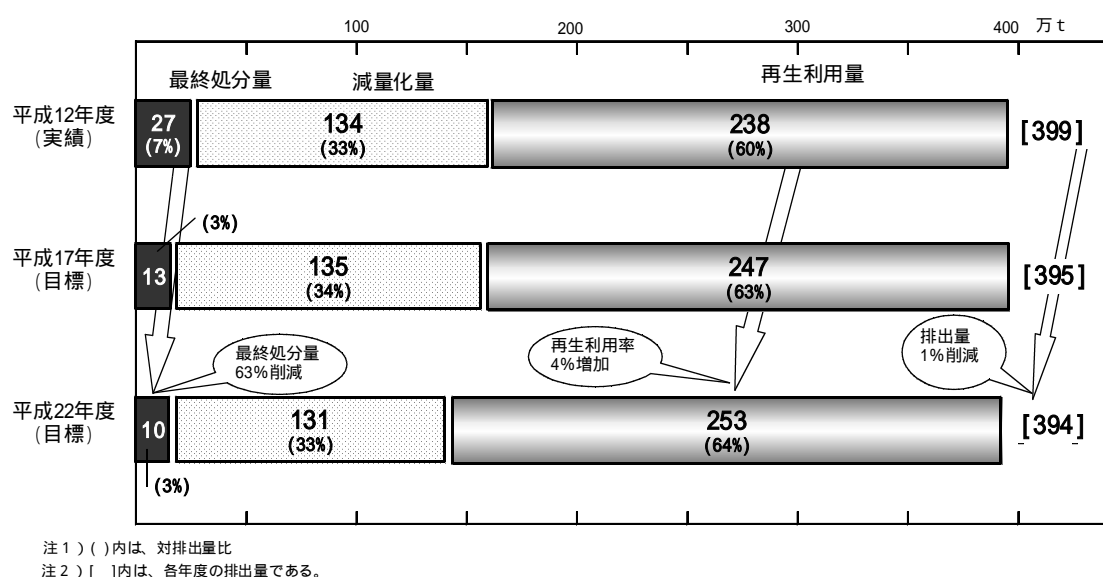


図1.2 産業廃棄物の数値目標

## 第2章 目標達成のための取組

---

### 2.1 循環型社会の構築に関する県民、事業者意識の醸成

---

#### (1) 廃棄物情報の積極的な収集と提供

県内での廃棄物に関する取組を促進するためには、県民、事業者、行政機関が広く廃棄物関連情報を共有し、共通の認識をもって取り組む必要がある。

県及び市町村は、廃棄物に関する情報をインターネット等各種媒体を通じて積極的に県民、事業者に提供する。

事業者は、自らの事業活動によって生じる廃棄物及び廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を積極的に提供するとともに、廃棄物処理施設の設置を行う際にも地域住民の理解が得られるよう必要な情報の提供に努める。

県民は、廃棄物に対する関心を高め、廃棄物に関する現状、課題を認識し、廃棄物処理の正確な知識の習得に努める。

#### (2) 廃棄物リサイクル関連法の周知のための啓発の実施

廃棄物リサイクル関連法に基づく施策を円滑に実施するためには、法の趣旨及び制度に対する県民及び事業者の理解が不可欠である。

県及び市町村は、住民、事業者に対して廃棄物リサイクル関連法の趣旨を積極的に普及啓発する。

事業者は、廃棄物リサイクル関連法の趣旨に基づき、自らの事業活動の一環として、環境保全活動に取り組むとともに、積極的な啓発活動を行う。

#### (3) NPO等民間団体の育成、自主活動への支援

廃棄物に関する問題は、県民の生活に密着しており、行政機関による規制や啓発活動のみでは解決し得ない。むしろ、県民自らの課題として捉え積極的な取組を行う必要がある。

県及び市町村は、廃棄物情報の積極的な提供、廃棄物リサイクル関連法の普及啓発を行う中で、廃棄物問題に取り組むNPO等の民間団体の育成・支援を積極的に行うこととし、それら民間団体と連携して廃棄物問題の解決に取り組む。

県民及び事業者は、廃棄物問題に取り組むNPO等の民間団体と連携して、生活環境の保全に努める。

## 2.2 廃棄物の排出抑制・減量化・再生利用の促進

### (1) 各種リサイクル法の円滑な施行・取組の推進

#### 【容器包装リサイクル法の推進】

( 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 )

平成12年4月から完全施行され、市町村が「分別収集計画」、県が「分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物のリサイクルを促進しているところであるが、より一層リサイクルを推進する必要がある。

市町村（分別収集の実施主体）は、分別収集の円滑な実施に必要な体制を整備するとともに、住民に対し啓発を行い、収集に対する十分な理解を得ることとする。また、品目によってはリサイクルすることにより経済性及び環境保全性において負荷が増大することがあるため、熱回収（サーマルリサイクル）も視野に入れ、適切なリサイクルシステムの導入を検討する。

県民は、市町村の実施する分別収集に協力するとともに、販売店が行っているリターナブルビンや、トレイ、牛乳パックなどの回収、買い物袋の持参等に、自ら積極的に取り組む。

事業者は、過剰包装の防止に努めるとともに、容器包装廃棄物の店頭回収や、買い物袋持参の促進、量り売り等の実施により容器包装廃棄物の減量化に取り組む。

県は、市町村が行う分別収集の円滑な実施を促進するため、市町村に対し技術的な助言を与えるとともに、国や（財）日本容器包装リサイクル協会との調整に努める。

#### 【家電リサイクル法の推進】( 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法 )

冷蔵庫、洗濯機、エアコン及びテレビを家電小売店が消費者から引取り、それをメーカーがリサイクルする家電リサイクル法は、平成13年4月から施行された。消費者、家電小売店、メーカー、行政機関が連携して家電の円滑なりサイクルを進めていく。

県は、市町村、家電小売店、メーカー間の調整に努めるとともに、この法に基づきより効果的に排出量を抑制するため、必要な制度改正を国に働きかける。

市町村は、小売店に引取義務のない廃家電について、円滑な収集・リサイクルができるような体制を整備する。

事業者（小売店・卸）は、消費者からの廃家電の円滑な回収、メーカーへの引き渡しに努める。

家電メーカーは、指定引取場所での廃家電の円滑な引取り、リサイクルの実



施に努めるとともに、家電製品の長期使用を進めるため、長期使用が可能な製品の開発、修理用部品の長期保管等、修理体制の整備に努める。

県民は、家電製品の長期使用に努めるとともに、廃棄時にはリサイクル費用を負担し、家電小売店に引き渡す。

**【建設リサイクル法の推進】**(建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)

建設業から排出されるがれき類等は、本県の最終処分量で最大の割合を占めている。さらに、今後、昭和40年代の高度成長期に大量に建築された建築物の解体廃棄物の大量発生が予測されるため、リサイクル施設等、受け皿の確保を促進し、建設副産物の減量化、リサイクルの推進に取り組む必要がある。

県及び和歌山市は、建設リサイクル法の普及・啓発に努めるとともに、建築・解体業者に対する分別解体の徹底、再資源化を指導する。また、その他の市町村についても国及び県の施策に即して必要な措置を講じるよう努める。施主及び受注者は、法の趣旨を十分理解し、建設副産物の減量化、リサイクルの実施に努める。

**【有機性廃棄物のリサイクル推進（食品リサイクル法の推進）】**

(食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

本県における食料品製造業と飲料・飼料製造業からの有機性廃棄物の処理状況をみると、魚のあら等の動物系廃棄物は、飼料として主に県外でリサイクルされており、梅加工残渣等の植物系廃棄物は県内の海洋投入業者での処理あるいは県外でリサイクルされている。今後、海洋投入処分が禁止されること、旅館、飲食店、一般家庭から排出される有機性廃棄物の大半が未利用であることから、一層、減量化・リサイクルの推進に取り組む必要がある。

県は、食品リサイクル法の普及・啓発に努めるとともに、有機性廃棄物の減量化・リサイクルが促進されるよう産業界、学識経験者と連携し排出抑制技術の開発及び技術情報提供に努める。なお、あわせて堆肥・飼料等のリサイクル製品の用途についても検討する。また、国と連携し、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の再生利用目標達成（平成18年に食品廃棄物の20%を再生利用する。）に向けた取組を進める。

市町村は、生ごみ等の有機性廃棄物の減量化、リサイクルに関する施策に取り組む。

事業者は、有機性廃棄物の排出抑制に努めるとともに、排出時における分別、有効利用に取り組む。

県民は、生ごみの分別に努め、堆肥化等についても積極的に取り組む。

## ( 2 ) 環境ビジネスの育成

県内において、廃棄物の再使用、再生利用を積極的に進めるためには、廃棄物の受け皿となる環境ビジネスの育成が不可欠である。

県は、エコタウン事業等の活用、産官学による研究開発等の技術支援、財政的な支援等により、環境に配慮した新たな製品を創出し、普及促進するための環境ビジネスの育成に努める。また、県内で排出された廃棄物を原料として製造されたりサイクル製品に対する認定制度等を設けるなど、その用途及び市場拡大を積極的に図る。

## ( 3 ) 公共機関における環境への配慮（グリーン購入の推進）

公共事業からは土木・建築工事からの建設副産物や、上下水道事業からの上下水道汚泥などが発生している。また、庁舎や関連施設からは事業系の廃棄物が発生しており、公共機関は民間事業者の模範となるべく、率先して廃棄物の減量化・リサイクルに取り組む必要がある。

県及び市町村は、公共事業を実施する場合は、率先して廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進に取り組むとともに、資材や建設機械については、環境に配慮した製品の使用に努める。また、庁舎や関連施設においても廃棄物の排出抑制、リサイクルに努めるとともに、事務用品についても率先して環境に配慮した製品の購入に努める。

## ( 4 ) 経済的手法の検討

廃棄物の排出抑制やリサイクルを積極的に進めていくため、廃棄物の排出者に対し、「汚染者負担の原則」等を踏まえ経済的な負担を課すことは、誘導策の一つとして有効と考えられる。

県は、産業廃棄物の排出抑制を図るという観点等から、税・課徴金等の経済的手法の検討を行う。

市町村は、ごみの減量化やリサイクルへの取り組みを進めるため、必要に応じごみ処理の有料化等について検討を行う。

## 2.3 適正処理推進のための処理施設の確保

### (1) 大阪湾フェニックス計画の推進

大阪湾フェニックス計画は本県を含めた近畿2府4県195市町村が参画している事業であり、大阪湾に広域処分場を設置して、同計画の対象地域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分を行っている。

本県においては、有田郡以北（野上町、美里町、金屋町、清水町は対象外）の19市町村が計画対象区域となっており、当該地域から排出される一般廃棄物、産業廃棄物のうち、処理基準を満たしているものについては安定的に処分が可能である。

県及び関係市町村は、大阪湾フェニックス計画を本県の最終処分機能の中核として位置付け、今後もその推進に協力していく。

事業者は、大阪湾フェニックス計画で処分ができない性状の汚泥、廃油、廃酸等の廃棄物について、処分が可能な状態にできるよう、必要な中間処理施設等の確保に努める。

### (2) 一般廃棄物の処理施設の確保

本県の廃棄物処理施設は、市町村毎に多少事情は異なるものの、全般的に、ア)混合ごみ収集が多い、イ)粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ等の資源化施設が少ない、ウ)大規模かつ近代的な処理施設が少ないなど、従来までの最終処分へ依存する処理体系が多く見られ、早期にごみ処理広域化計画に基づく広域的な施設整備の推進が必要と考えられる。また、県内での新たな最終処分場の確保が困難な状況にあることから最終処分物を極力発生させない処理システムの導入が重要である。併せてサーマルリサイクル（熱回収）の導入などにより、資源の有効利用を促進する必要がある。

市町村は、ごみ処理広域化計画に基づきごみ処理施設の集約化、高度化を進めるとともに、広域化を実施するまでの間は、既存施設の改造による継続使用、近隣市町村との連携を図るなど適正な処理の確保に努める。なお、施設の整備を実施する際には、地元住民の理解が得られるよう十分配慮する。

県は、ごみ処理広域化計画を促進する立場から、市町村に対し技術的な支援を行うとともに、必要に応じ財政的な支援についても検討する。

### (3) 産業廃棄物の処理施設の確保

#### 事業者による産業廃棄物処理施設の確保

排出事業者は、自らの責任において、資源化、減量化、無害化、適正処分できる廃棄物処理施設の確保に努めることとする。

排出事業者及び排出事業者の委託を受けて産業廃棄物の処理を行う業者は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする時、事前に廃棄物処理法をはじめとする諸法令の規制内容や、周辺地域の生活環境上の影響を把握するとともに、地元自治体、住民に事業内容を十分に説明し信頼が得られるように努める。

#### 産業廃棄物処理施設の設置許可申請の審査徹底

県及び和歌山市は、事業者及び処理業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、廃棄物処理法の基準に照らし厳正に審査するとともに、設置者に対して法例を遵守するよう指導する。

#### 公共関与による産業廃棄物処理施設確保の検討

産業廃棄物処理施設の確保は、排出事業者の責任においてなされるべきものであるが、不法投棄や野焼き等の不適正処理事例などから、産業廃棄物処理そのものへの県民の不信感が増大したこと、廃棄物処理法の基準強化により民間の中小事業者による施設の確保が困難な状況となってきていること等から、県内の産業廃棄物処理施設が不足しており、県外処理に多くを依存している。また、この状況は全国的な傾向であることから、県内で処理できる体制を確保する必要がある。

県及び市町村は、事業者と協議しつつ、県内の産業廃棄物の状況や処理施設の確保の実態に応じてこれからの処理システムのあり方及びその構築について検討する。

#### 〔県としての公共関与の検討の基本的な考え〕

排出事業者に処理責任があるという基本原則を堅持し、排出事業者の負担を原則とする。

民間事業者への指導、助言や、積極的な情報公開も公共関与の一つとして捉え、柔軟な対応を検討する。

本県においては、大阪湾フェニックス計画対象地域とそれ以外の地域で産業廃棄物の排出状況が異なっており、処理施設の確保に関する課題も異なっているので、本県における産業廃棄物処理施設の確保対策については、「大阪湾フェニックス計画対象地域」、「大阪湾フェニックス計画対象外地域」に分けて検討を実施する。

検討はそれぞれの地域における事業者、市町村と県が参画し、地域が主体となっていくことを原則とする。

#### 大阪湾フェニックス計画対象地域（有田郡以北）

当該地域の産業廃棄物の排出量は県全体の約 9 割を占めている。最終処分については大阪湾フェニックス計画の最終処分場において安定的に可能であるが、そのままでは最終処分できない汚泥、廃油等の処理については県外処理されており、これらの廃棄物を大阪湾フェニックス計画の処分基準に適合させるための中間処理施設の確保を検討する。

#### 大阪湾フェニックス計画対象外の地域

当該地域の産業廃棄物の排出量は県全体の約 1 割にすぎないが、管理型等の最終処分場が立地していないことから、管理型廃棄物の最終処分は県外に依存している。また、焼却等により減量可能な可燃性廃棄物についても中間処理の多くを県外に依存しており、最終処分、中間処理ともに県外処理に依存している状況にある。

当該地域については一般廃棄物の最終処分場も不足していることから、ごみ処理施設の集約化と連動し、一般廃棄物と産業廃棄物の併せ処理も視野に入れ、処理施設の確保を検討する。

#### （４）産業廃棄物の広域処理への対応

県は、平成 9 年から「和歌山県越境移動に関する指導要綱」に基づき、「産業廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち出さない」を方針として、事業者を指導している。県内において最終処分場が不足している現状を鑑み、今後も要綱に基づき、処分を目的とした産業廃棄物の持ち込みは規制していくとともに、県内発生物の県内処理体制の構築を目指す。

なお、近畿圏で府県域を越えた広域処理体制の議論が行われており、本県も経済合理性等の視点から、将来的な課題として広域処理の必要性について研究を行う。

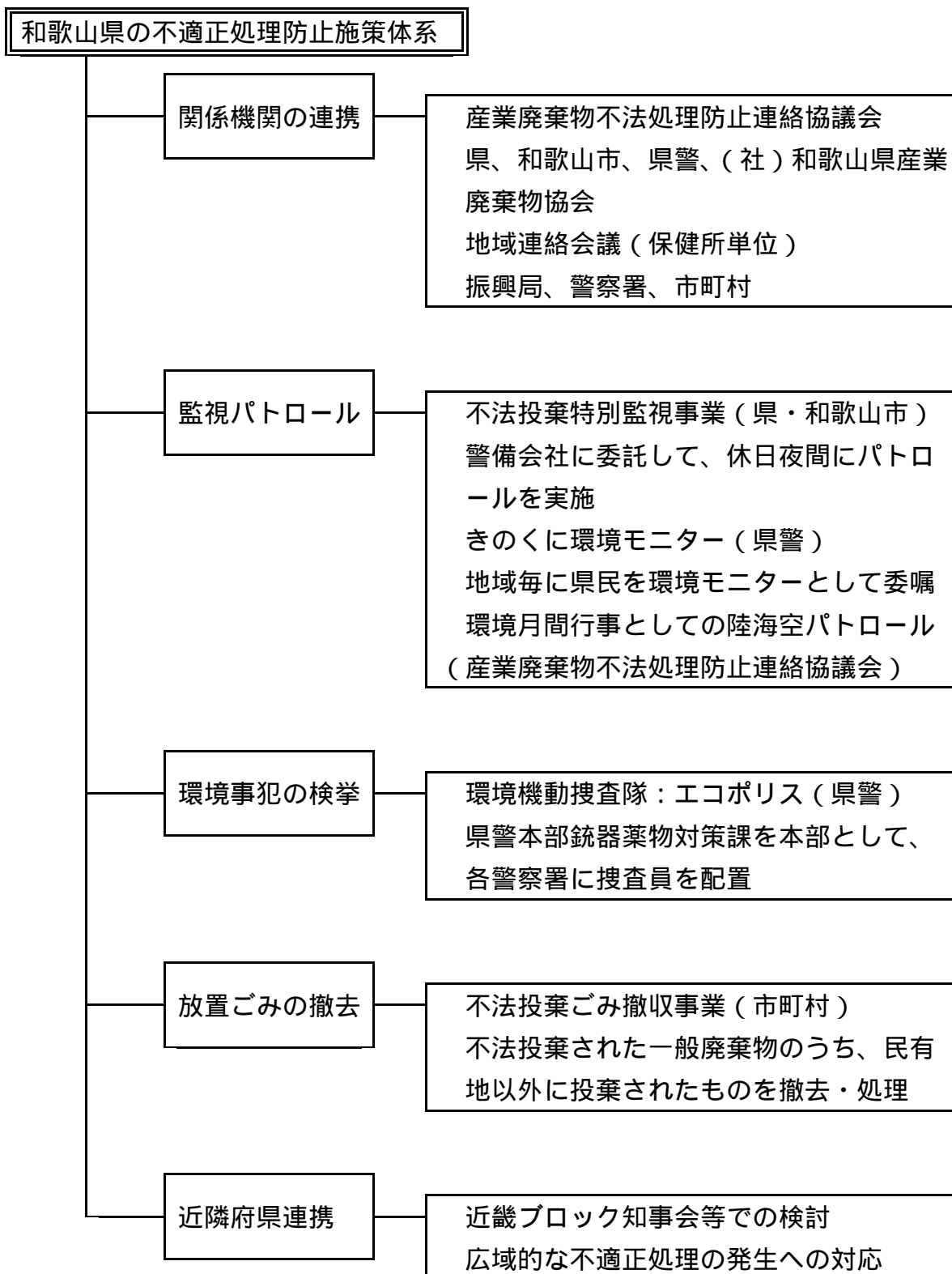
#### （５）し尿及び生活排水対策の推進

し尿や生活雑排水対策については、地域の実状に応じた、市町村等の各設置主体による処理施設の整備を進める。

## 2.4 不法投棄等不適正処理対策の充実

### (1) 警察・行政機関・県民の連携強化による監視体制等の充実

県、警察、市町村、県民が連携し、不適正処理の撲滅に関する取組を進める。



## ( 2 ) 生活環境保全上の支障の除去

不法投棄等の不適正処理が発生した場合、事案によっては、対応の遅れにより支障の除去が困難となる場合がある。不適正処理事案が発生した場合には、関係者が一体となって迅速に対応する必要がある。

県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、行為者を徹底的に究明するとともに、必要に応じ行為者、土地所有者及び行為者に廃棄物処理を委託した排出事業者に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を実施し、廃棄物の撤去等支障の除去を命じる。なお、悪質な業者に対しては刑事告発を行うなど厳正に対処する。

## ( 3 ) 排出事業者・処理業者の適正処理の推進

排出事業者・処理業者は、事業所内での廃棄物の分別保管の徹底、処理施設の適正な維持管理を行う。

県及び市町村は、排出事業者及び処理業者の事業場に適宜立入調査を実施し、施設の維持管理状況を把握し、不適切な状況が見受けられる場合は、是正を指導するとともに、必要に応じ廃棄物処理法に基づく改善命令を実施する。

## ( 4 ) 土地の管理者責任の徹底

不法投棄等の不適正処理事案は、当然その実行者に責任が帰すべきものであるが、土地の管理の徹底により未然に防げる事例も多い。なお、土地の管理者が不法投棄を容認、あるいはその管理に重大な過失がある場合においては、土地の管理者も廃棄物の撤去等に関し、一定の責任を負う必要がある。

土地を所有あるいは管理している者は、常日頃から土地を清潔に保つとともに、不法投棄等の不適正処理が行われないよう適正な管理に努める。

## 2.5 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進

---

### (1) 感染性廃棄物適正処理の推進

感染性廃棄物については、医療行為等に伴って不可避に排出されるものであり、高齢化の進展により、排出量の増加が予想されることから、これまで以上に種類、性状に応じた保管管理の徹底や、適正処理の推進が必要である。

病院、診療所、介護老人保健施設、試験研究機関等の感染性廃棄物を排出する事業場は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、事業所内での適正な保管管理、許可業者への処理委託等により適正な処理を行う。

医療機関は、在宅医療で使用される注射針等の医療廃棄物についても、全面回収に努め、一般ごみへの混入を防ぐ。

### (2) PCB廃棄物対策

PCB廃棄物は、これまで処理施設の整備が進まなかったことから、保管が長期化し、不明・紛失が懸念されている。国では環境事業団による施設整備を全国数カ所で行い、PCB廃棄物の処理を行うこととしており、現在、施設の整備場所等の検討を行っているところである。従って、本県でも近畿圏においてPCB処理施設が整備されるまでの間、事業者が適正に保管する必要がある。

PCB廃棄物の保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、適正な保管、処理に努める。

県及び和歌山市は、PCB廃棄物の保管を行っている事業所を把握し、適正な保管、処理を指導するとともに、PCB処理施設の整備が進むよう近隣府県と連携し、国及び環境事業団のPCB処理事業の推進に協力する。



## 第3章 計画を推進するための関係者の役割・責務

---

### 3.1 関係者の役割

---

#### (1) 県民

消費者として、自らが消費を行う立場であることを自覚し、無駄な消費を抑え、ごみを減らすようライフスタイルの見直しに努める。

廃棄物を排出する際には適正な分別を心がけ、廃棄物のリサイクルが確実に行われるよう積極的に行動する。

廃棄物の処理や、リサイクルには処理費用がかかることを理解し、その費用負担に協力する。

産業廃棄物を排出する事業活動は自分たちの生活にも密接に関連していることを認識し、廃棄物処理や処理施設について、その必要性、安全性等に関する情報を入手し、正しい理解に努める。

不適正処理を発見した場合は、市町村、保健所、警察等関係機関に通報する。

自ら所有する土地を清潔に保ち、適正に管理するとともに、市町村が実施する清掃活動に積極的に参加する。

#### (2) 事業者（拡大生産者責任及び排出事業者責任に基づき事業活動を実施）

「拡大生産者責任」の原則の基、製品の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うとともに、使用済み製品の回収や再生原材料、再生品の活用等を実施し、環境負荷の低減に努める。【生産事業者】

事業活動に伴って発生する廃棄物を出来るだけ減量するため、材料や生産工程の見直しを積極的に進めるとともに、排出した廃棄物については、「排出事業者責任」の原則の基、自らの責任において適正に処理する。【排出事業者】

なお、特に年間1000トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者は、廃棄物の減量化計画を策定し、その計画に基づき廃棄物の減量化に取り組む。適正処理及び再資源化のために必要な施設の確保に努める。

廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し県及び市町村の施策に協力する。

産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際には、適正処理に要する費用を負担する。

建設・解体工事を発注する者は、工事を発注する際、発生する廃棄物に係る

処理費用を計上し、適正処理に努める。

( 3 ) 処理業者 ( 排出事業者の委託を受けて適正処理を実施 )

許可の範囲、委託基準その他廃棄物処理法や関係法令の各種規制を遵守することはもとより、適正処理技術の向上や経営基盤の強化に努める。

排出事業者から受託した業務を的確に行えるよう、組織及び施設を整備する。排出事業者の処理業務を補完し、産業廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全に資するという重要な役割であることを認識し、産業廃棄物処理に関する専門家として、知識及び技術の習得に努める。

県及び社団法人和歌山県産業廃棄物協会が実施する研修会等を通じ、常に新しい情報の収集に努める。

適正処理のための費用等について、排出事業者の具体的な理解を得る。

県及び市町村が実施する廃棄物行政に関する諸施策に協力する。

県外で排出された産業廃棄物については、その受入を原則として禁止していることから、搬入しないように努める。

( 4 ) 市町村 ( 一般廃棄物処理計画を策定し一般廃棄物処理事務を実施 )

区域内における一般廃棄物の排出抑制に関する住民の自主的な取組を促進する等、ごみの減量化の推進に必要な施策を実施する。

分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の循環的利用に努める。

処分しなければならない一般廃棄物について、中間処理及び最終処分を適正に行う。

自区域から排出する一般廃棄物を他の市町村の区域で処理する場合は、当該市町村との連絡調整を適宜実施するとともに、その処理が完結するまで責任をもって対応する。

ごみ処理広域化計画を推進し、ごみ処理施設の集約・高度化を図る。

住民の生活環境の保全、地域の産業育成・支援の立場から中小企業が排出する産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理することを検討する。

地域住民への廃棄物関係情報の提供に努める。

不適正処理対策を徹底し、区域内の美化に努める。

自ら実施する事業については、十分環境に配慮する。

事業者、県と連携し、よりよい廃棄物処理のあり方を検討する。

( 5 ) 和歌山市 ( 保健所設置市 : 産業廃棄物行政についても適正処理推進を実施 )  
産業廃棄物処理行政について、廃棄物処理法上、県と同等の立場にあることから、( 4 ) の役割に加え、産業廃棄物についても適正処理を推進する。  
県と連携し、廃棄物の適正処理推進体制の構築に努める。

( 6 ) 県 ( 廃棄物処理全般について適正処理推進のための施策を実施 )

廃棄物行政を総合的に推進する役割を担っており、本計画を円滑に推進するため、県内の廃棄物の状況を把握し、その処理が適正に実施されるよう施策を講ずるとともに、積極的に県内の循環型社会システムの構築に取り組む。

また、自ら実施する事業に伴い発生する廃棄物についても適正処理を推進する。

( 環境生活部 )

循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法 ( 再資源化等に関する部分 )、グリーン購入法を所管

廃棄物処理法に基づく許認可、指導、命令を実施

庁内の各部局に対し、循環型社会の形成に向けた事業の実施を働きかけるとともに、各部局が実施する施策の総合的な調整、取りまとめを行う。

市町村が行う一般廃棄物処理に関して必要な技術的・財政的な援助を行う。

県内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる。

廃棄物の排出抑制、適正処理確保のため、県民、事業者の意識の啓発を図る。

廃棄物処理に関する情報の提供に努め、廃棄物処理に対する県民の理解を促進する。

事業者、市町村と連携し、県内の廃棄物処理体制を構築する。

( 総務部 )

物品の調達等を所管

和歌山県グリーン購入推進方針に基づき、環境に配慮した物品調達を行う。

所管する県立医科大学における医療廃棄物の適正処理を推進する。

( 企画部 )

県の基本計画策定、近隣府県等との広域的な連携に関する業務を所管

近畿ブロック知事会等の協議の場を通じ、近隣府県との調整、連携の強化に

努め、廃棄物問題への広域的な対応を推進する。

(福祉保健部)

医療関係の廃棄物処理を所管

病院・診療所における医療廃棄物の適正処理を促進する。

廃毒劇物関係の適正処理を促進する。

(商工労働部)

地場産業の振興、新産業の創出等を所管

地場産業である化学、繊維、染色、家具、和雑貨、食品製造（梅加工業等）等の事業者が排出する廃棄物について、適正処理を促進するための技術開発支援及びその事業化のため必要な支援を行う。

エコタウン制度等を活用して環境産業の創出を支援する。

(農林水産部)

農林水産業に関する廃棄物対策を所管

森林法、農地法等土地の使用制限に関する法令を所管

食品リサイクル法（食品残渣の有効利用）を所管

農林漁業者が排出する廃ビニル、廃木材、廃漁船・廃ボート、廃漁網、果実くず、廃農薬、廃農薬袋等について、関係事業者等と連携し、適正処理を促進する。

畜産に係る家畜の糞尿について、畜産排泄物管理適正化法に基づき、畜産農家に対し適正保管、適正処理を指導する。

水産加工場、市場から排出される魚腸骨等の廃棄物について、安定的な処理が確保できるよう検討を行う。

環境保全型農業を推進するため、有機性資源循環利用推進マスタープランに基づき有機性資源のリサイクルを進める。

食品リサイクル法に基づく食品残渣の減量化・資源化を促進する。

農林水産漁業由来の廃棄物のリサイクル、減量化に関する研究開発を関係者と連携して進める。

公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

(土木部)

土木建築工事の執行及び関連業界の指導を所管

都市計画法、建築基準法等廃棄物処理施設の立地規制に関する法令を所管  
建設リサイクル法（解体工事業の登録、対象建設工事の届出、分別解体等に  
関する部分）を所管

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、建設残土等の再利用を促進  
する。

建設リサイクル法に基づき、事業者に対し建築物等の分別解体等を指導する  
とともに、建設廃棄物の適正処理体制の構築に努める。

公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、  
廃棄物の排出を抑制する。

（教育委員会）

教育を所管

ごみの減量化、分別、リサイクルの推進に関する環境教育、環境保全活動の  
充実を図る。

### 3.2 計画の推進について

---

（1）計画の周知

計画の円滑な推進のためには、関係者がそれぞれの役割を認識し、一体とな  
って取り組む必要がある。

県は、市町村及び関係業界団体に、市町村は住民及び区域内の事業所に、業  
界団体は関係事業者それぞれ計画の周知を徹底し、その推進に努める。

（2）計画の進行管理

県は、県内の廃棄物の実態の把握に努め、定期的に目標値達成状況を検証、  
公表し、計画目標の達成に努める。

（3）技術開発の推進・普及

行政機関、産業界、研究機関が連携し、環境保全に関する情報の交換、廃棄  
物処理に関する環境負荷の低減、廃棄物の再生利用等の新技術の開発を推進  
し、全国モデルとなるような廃棄物関連技術の普及に取り組む。

# 和歌山県廃棄物処理計画の施策体系

課題解決のための基本方針

～ 県内循環システムの構築～  
資源の採取・生産・消費・再資源化に至る  
資源循環の「環」の構築

〔 3つの取組の方向 〕

1 循環型社会の構築を目指し、排出抑制・再使用再生利用を徹底した社会システムへの転換を促進する

2 資源化・減量化・無害化を徹底し、廃棄物の最終処分量を低減することにより廃棄物による環境影響を限りなく低減する

3 監視・指導・取締を強化し、不法投棄、違法保管、野焼き等の不適正処理を撲滅する

解決すべき本県の3つの課題

1 依然として高い水準にある廃棄物排出量

2 廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存

3 不法投棄等、不適正処理の増加

〔目標達成のための個別施策と関係者の役割分担〕

〔5つの目標〕

1 循環型社会構築に関する  
県民、事業者意識の醸成

廃棄物情報の積極的な収集と提供  
廃棄物・リサイクル関連法の周知のための  
啓発の実施  
NPO等民間団体の育成、自主活動への支援

2 廃棄物の排出抑制、減量  
化、再生利用の推進

各種リサイクル法の円滑な施行・取組の推進  
・容器包装リサイクル法の推進  
・家電リサイクル法の推進  
・建設リサイクル法の推進  
・食品リサイクル法の推進  
環境ビジネスの育成の推進  
公共機関における環境への配慮  
経済的手法の検討

3 適正処理推進のための処理  
施設の確保

大阪湾フェニックス計画の推進  
一般廃棄物の処理施設の確保  
産業廃棄物の処理施設の確保  
・事業者による産業廃棄物処理施設の確保  
・産業廃棄物処理施設の設置許可申請での審査の  
徹底  
・公共関与による産業廃棄物処理施設確保の検討  
し尿及び生活排水対策の推進  
産業廃棄物の広域処理への対応

4 不法投棄等不適正処理対  
策の充実

警察・行政機関・県民の連携強化による監  
視体制の充実  
生活環境保全上の支障の除去指導  
排出事業者・処理業者の適正処理の推進

5 特別管理廃棄物の適正な  
保管・管理・処理の推進

感染性廃棄物適正処理の推進  
PCB廃棄物対策

## 第4章 廃棄物処理の概要・将来見込み

### 4.1 用語の定義

#### (1) 廃棄物とは

家庭系ごみ : 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

事業系ごみ : 事業活動に伴って生じた廃棄物

産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令・政令で定める廃棄物

特別管理廃棄物 : 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもので政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

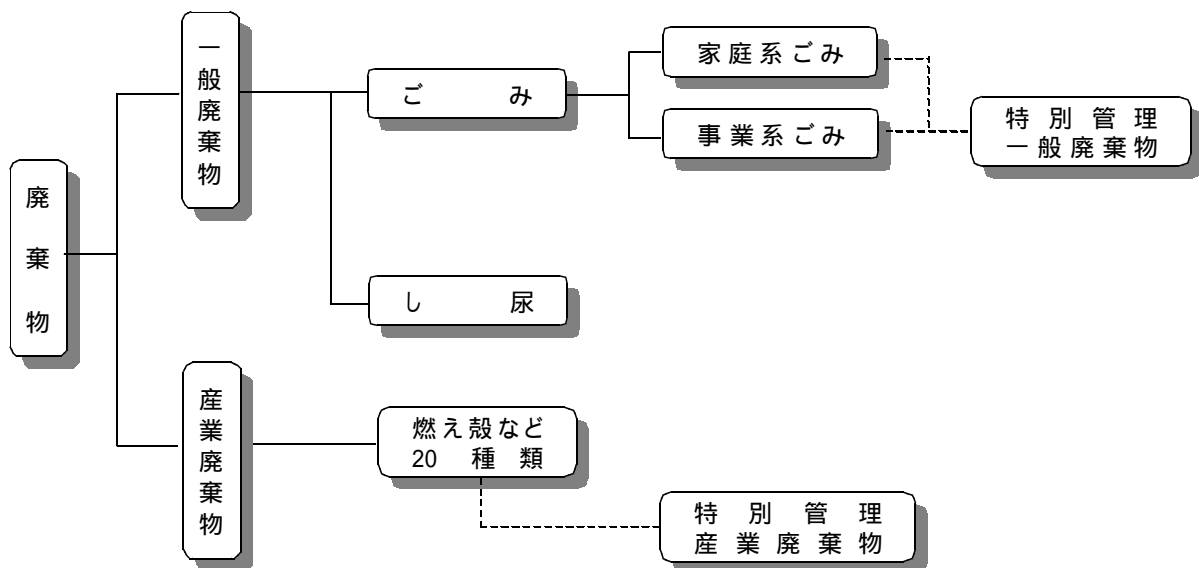


図4.1 廃棄物の分類

#### (2) 廃棄物の処理

排出量 : 事業所等から排出された産業廃棄物

市町村等による回収や市町村等へ直接搬入、自家処理された一般廃棄物

減量化量 : 事業所等及び産業廃棄物処理業者の中間処理施設で減量化した産業廃棄物

市町村等の中間処理施設で減量化した一般廃棄物

再生利用量 : 事業所等及び産業廃棄物処理業者で再生利用された産業廃棄物

市町村等及び団体回収により再生利用された一般廃棄物

最終処分量 : 事業所等及び廃棄物処理業者市町村、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分等された廃棄物



## 4.2 計画の対象区域図

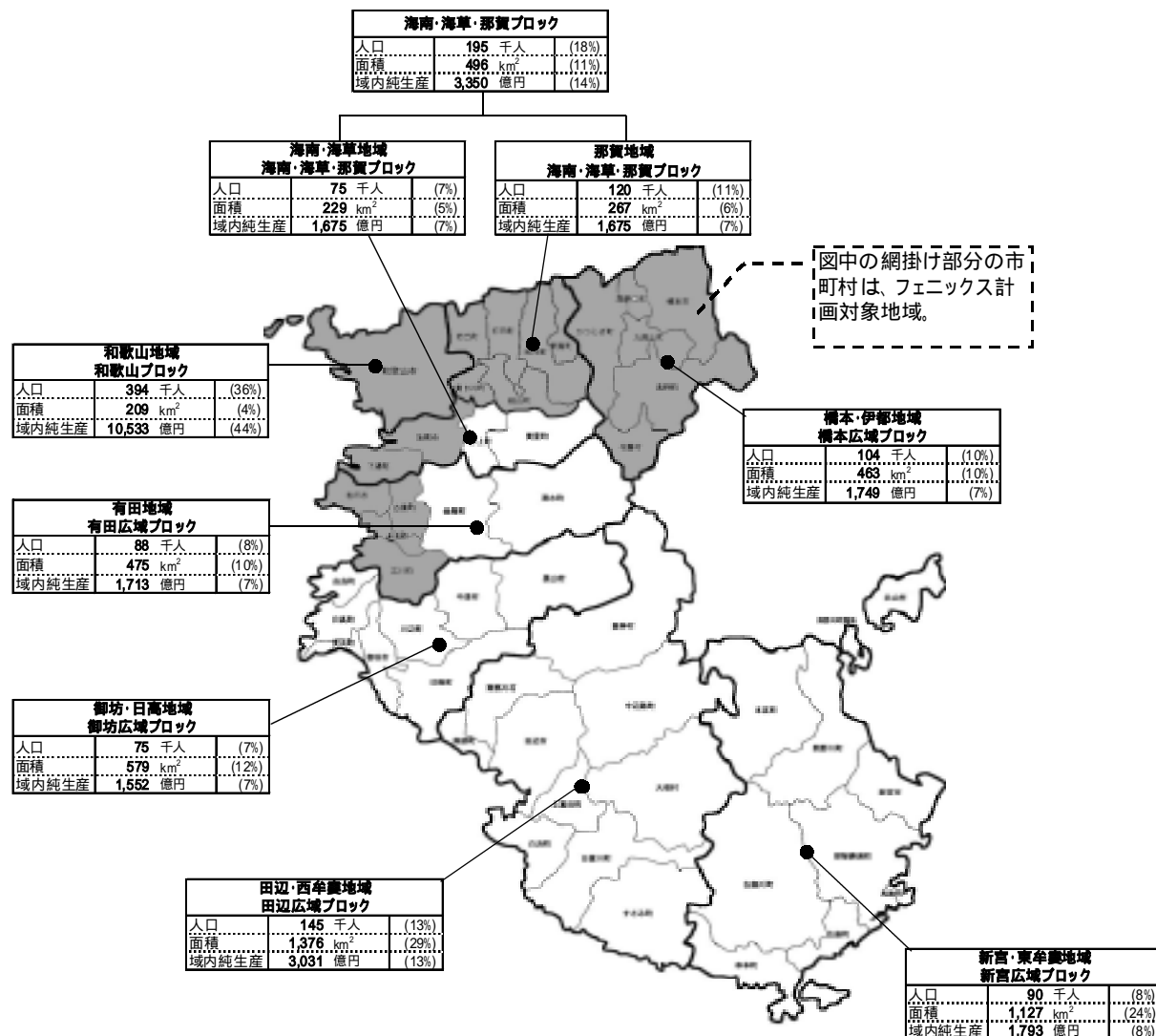


図4.2 対象区域図

### 4.3 廃棄物処理の現状

#### (1) 本県の廃棄物の概要

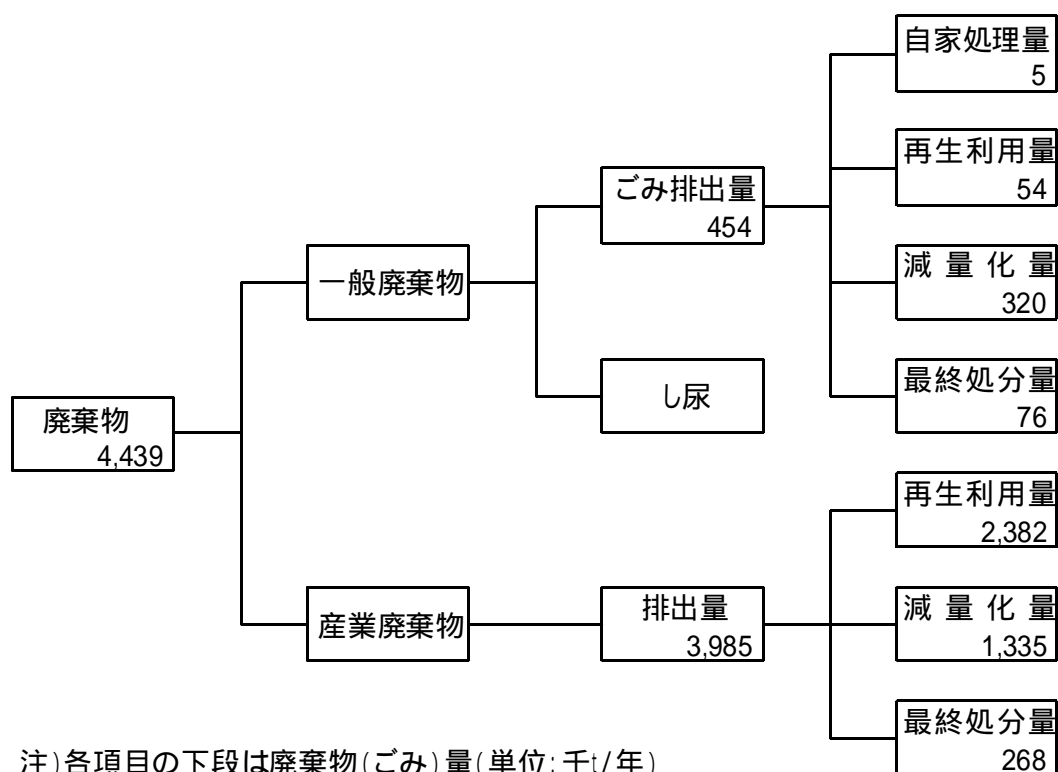
平成12年度の1年間に和歌山県内で排出した廃棄物量は4,439千トンとなっている。

##### [排出状況]

- ・一般廃棄物（ごみ）の排出量は、454千トンとなっている。
- ・産業廃棄物の排出量は、3,985千トンとなっている。

##### [処理状況]

- ・一般廃棄物の処理は、減量化量が320千トン、再生利用量が54千トン、最終処分量が76千トンとなっている。
- ・産業廃棄物の処理は、減量化量が1,335千トン、再生利用量が2,382千トン、最終処分量が268千トンとなっている。



注) 各項目の下段は廃棄物(ごみ)量(単位:千t/年)  
\*:し尿量は含まない

図4.3 和歌山県の廃棄物の概要（平成12年度）

(2) 廃棄物の排出状況

排出概況

[一般廃棄物(ごみ)]

- ・排出量は、ここ数年、横ばいとなっている。
- ・1人当たりの廃棄物排出量は、全国平均より高くなっている。

[産業廃棄物]

- ・排出量は、平成5年度以降、減少となっている。
- ・1人当たりの廃棄物排出量は、全国平均より高くなっている。
- ・総生産額当たりの廃棄物排出量は、全国平均より高くなっている。

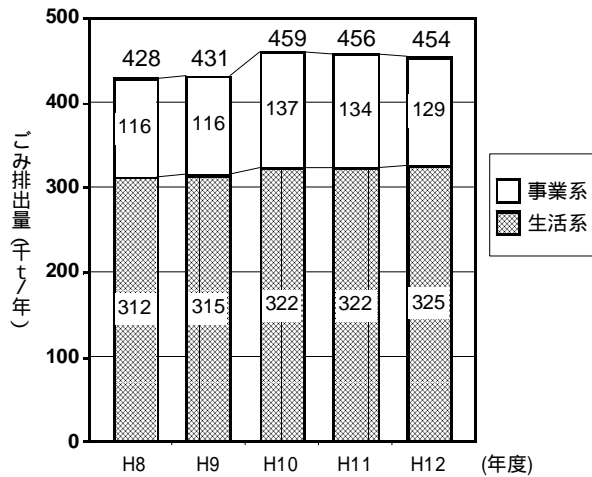


図4.4 一般廃棄物排出量の推移

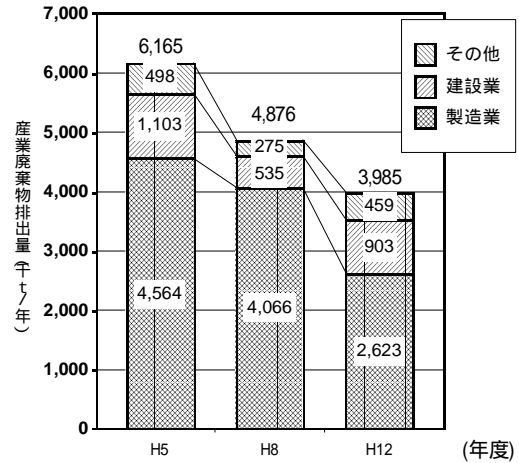


図4.5 産業廃棄物排出量の推移

表4.1 本県の廃棄物排出量と全国との比較(平成12年度)

		廃棄物排出量 (千t/年)	1人1日当たり の原単位 (g/人・日)	総生産1億円当 たりの原単位 (t/億円・年)
一般廃棄物	和歌山県	454	1,138	14
	全 国	51,446	1,114	10
産業廃棄物	和歌山県	3,985	9,998	125
	全 国	399,799	8,656	78

1)総生産:全国は5,143,487億円、和歌山県は31,992億円 とともに平成11年値

2)総人口:全国は126,538千人(平成11年)、和歌山県は1,092千人(平成12年)

3)全国の廃棄物排出量は、平成11年度値

### 一般廃棄物（ごみ）の排出量

- ・ 排出量は454千トンで、このうち一般家庭から排出される生活系廃棄物が325千トン(71%)、事業所から排出される事業系廃棄物が129千トン(29%)となっている。
- ・ 1人1日あたりの排出量は1,138グラムで、生活系廃棄物が816グラム、事業系廃棄物が322グラムとなっている。
- ・ 県民1人1日あたりのごみ排出量を全国値と比較すると、本県の生活系廃棄物は81グラム多く、事業系廃棄物は56グラム少なくなっている。
- ・ 排出量をブロック別にみると、和歌山ブロックが最も多く、県全体の40%を占めている。

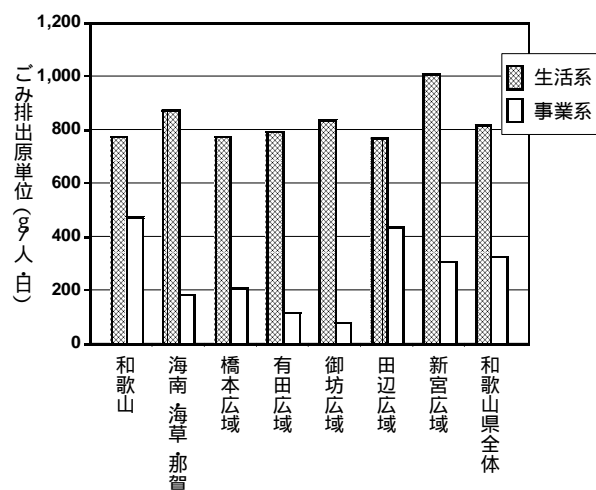
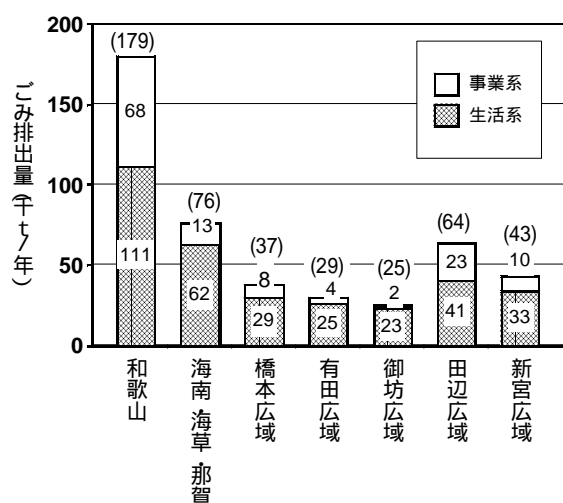


図4.6 ブロック別ごみ排出量

(平成12年度)

図4.7 ブロック別のごみ排出原単位

(平成12年度)

注) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しないものがある。

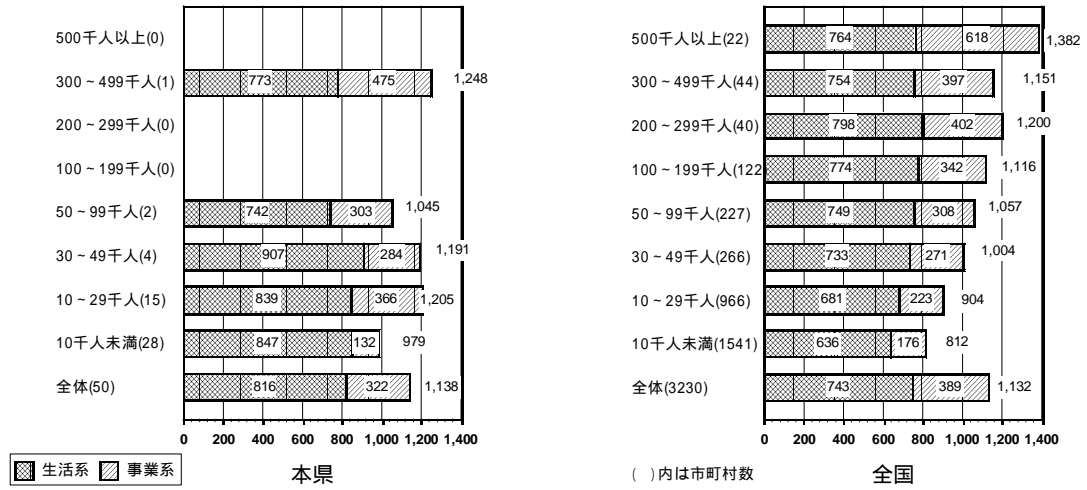


図4.8 市町村の人口規模別のごみ排出量原単位の本県と全国（平成12年度）

### 産業廃棄物の排出量

- ・ 排出量は3,985千トンで、主な種類は、汚泥、鉱さい、がれき類となっている。
- ・ 排出量を事業所の排出量層別にみると、年間1千トン以上を排出する事業所からの産業廃棄物が全体の73%を占めている。
- ・ 本県には、特に多量の産業廃棄物を排出する特定の事業所（2社）があり、この特定の事業所の排出量は、県全体の55%を占めている。
- ・ 排出量を地域別にみると、和歌山地域が最も多く、県全体の74%を占めている。また、1人当たり及び地域内純生産当たりでも和歌山地域が最も多くなっている。

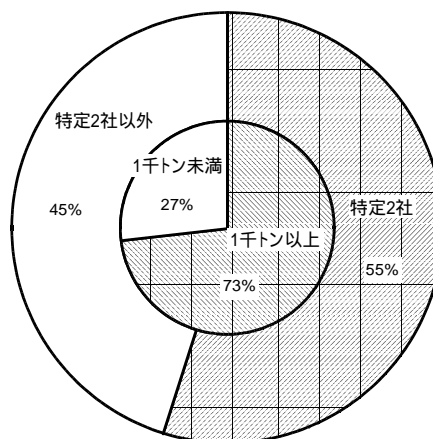
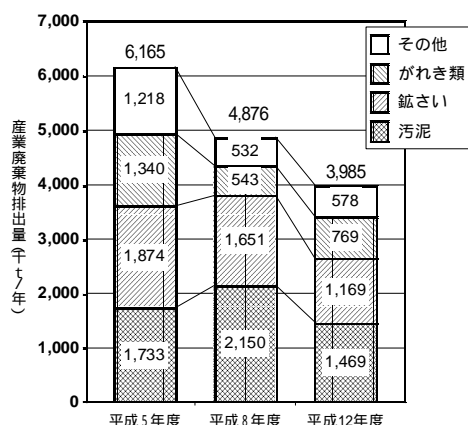


図4.9 産業廃棄物の種類別排出量

図4.10 産業廃棄物排出量の排出量層別比  
(平成12年度)

表4.2 産業廃棄物の地域別排出量 (平成12年度)

		廃棄物排出量 (千t/年)	1人1日当りの原単位 (g/人・日)	総生産1億円当りの原単位 (t/億円・年)
一般廃棄物	和歌山県	454	1,138	14
	全 国	52,362	1,132	11
産業廃棄物	和歌山県	3,985	9,998	125
	全 国	406,037	8,778	82

1)総生産: 全国は4,980,169億円、和歌山県は31,854億円 とともに平成12年値

2)総人口: 全国は126,734千人(平成12年)、和歌山県は1,092千人(平成12年)

3)全国の廃棄物排出量は、平成12年度値

### (3) 廃棄物の処理状況

#### 処理概況

##### [一般廃棄物]

- ・再生利用率が12%、減量化率が70%、最終処分率が17%となっている。(自家処理率1%)
- ・処理率を全国値と比較してみると、最終処分率は4ポイント低く、再生利用率は3ポイント高くなっている。

##### [産業廃棄物]

- ・再生利用率が60%、減量化率が33%、最終処分率が7%となっている。
- ・処理率を全国値と比較してみると、最終処分率は5ポイント低く、再生利用率は18ポイント高くなっている。

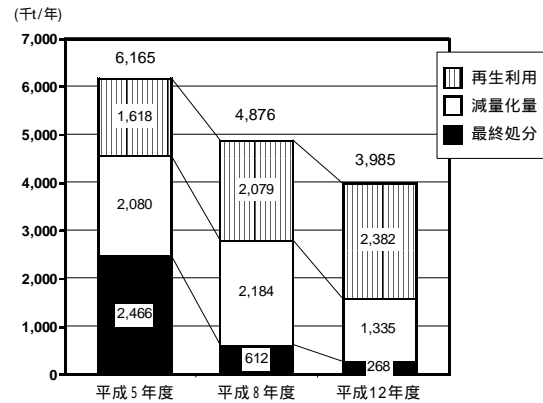
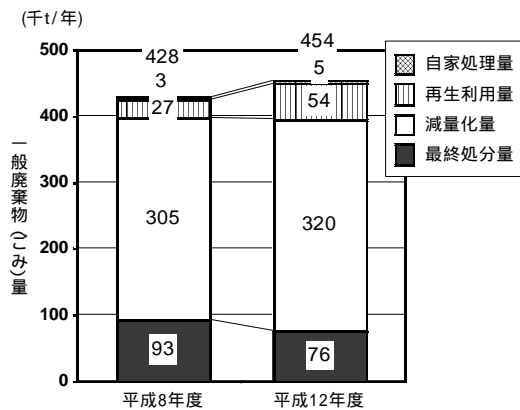


図4.11 一般廃棄物の処理量の推移

図4.12 産業廃棄物の処理量の推移

表4.3 廃棄物の処理量の本県と全国の比較 (平成12年度)

		(単位: 千t/年)			
		排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
一般廃棄物	和歌山県	454	54 (12%)	320 (70%)	76 (17%)
	全国	52,362	5,095 (10%)	36,401 (70%)	10,514 (20%)
産業廃棄物	和歌山県	3,985	2,382 (60%)	1,335 (33%)	268 (7%)
	全国	406,037	184,231 (42%)	176,943 (44%)	44,863 (12%)

- 1) 一般廃棄物の排出量には自家処理量を含むため、処理の内訳と排出量が一致しない。
- 2) 各項目の数値は四捨五入しているため、収支が合わない場合がある。

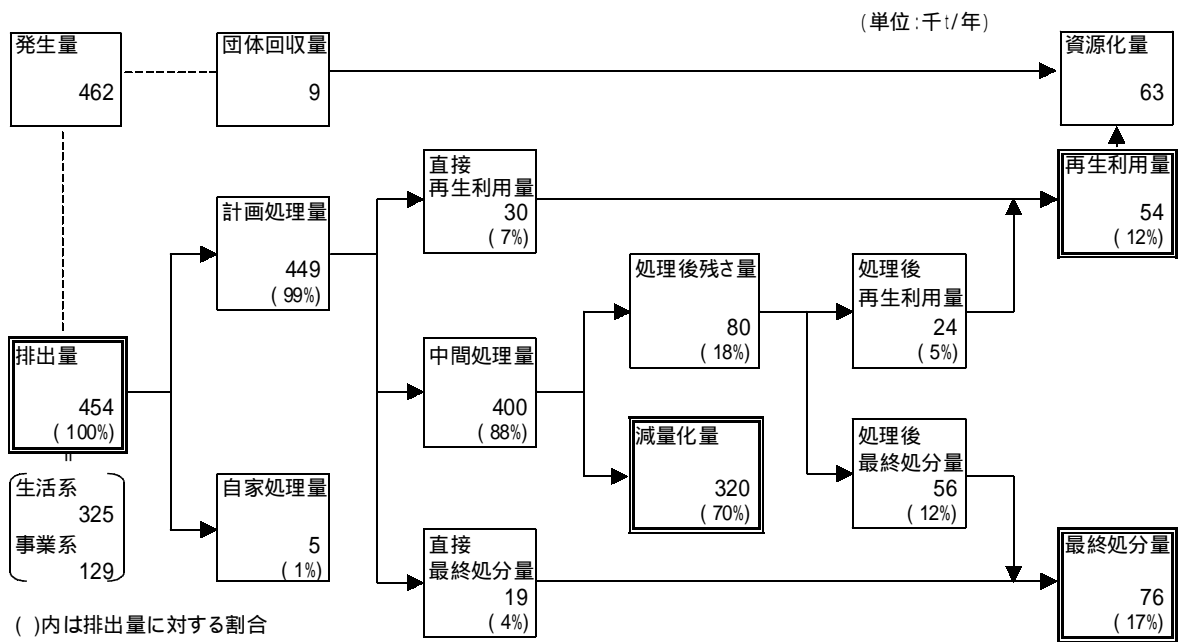


図4.13 本県のごみ処理フロー（平成12年度）

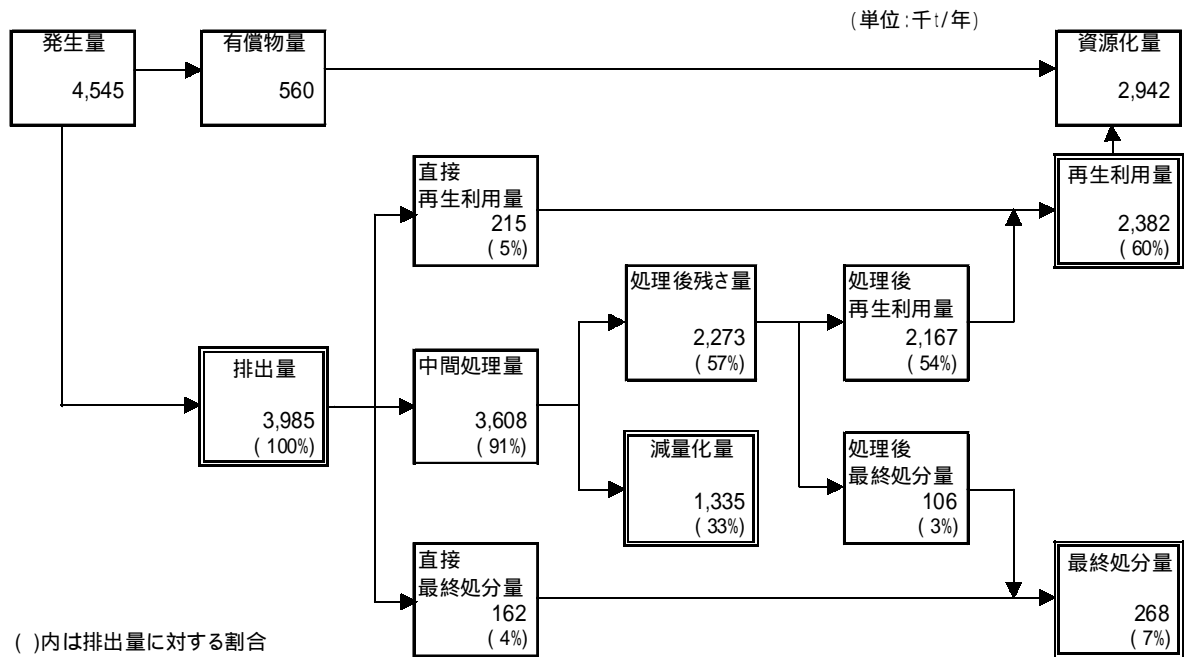


図4.14 本県の産業廃棄物の処理フロー（平成12年度）



### 一般廃棄物の処理の現状

- ・ 計画処理量（自家処理を除く）の82%が焼却処理となっており、焼却処理された焼却灰の全量が最終処分となっている。
- ・ ごみ収集の内訳をみると、39%が可燃ごみ、25%が混合ごみとなっており、混合ごみの割合が全国値と比較して多くなっている。
- ・ 資源化量（再生利用と団体回収の合計）は63千トンで、内訳をみると、金属類が39%、紙類が33%、ガラス類が19%等となっている。
- ・ 最終処分量76千トンのうち、35千トンが市町村が設置する処分場で処分、31千トンが大阪湾フェニックス、9千トンが県外処分となっている。

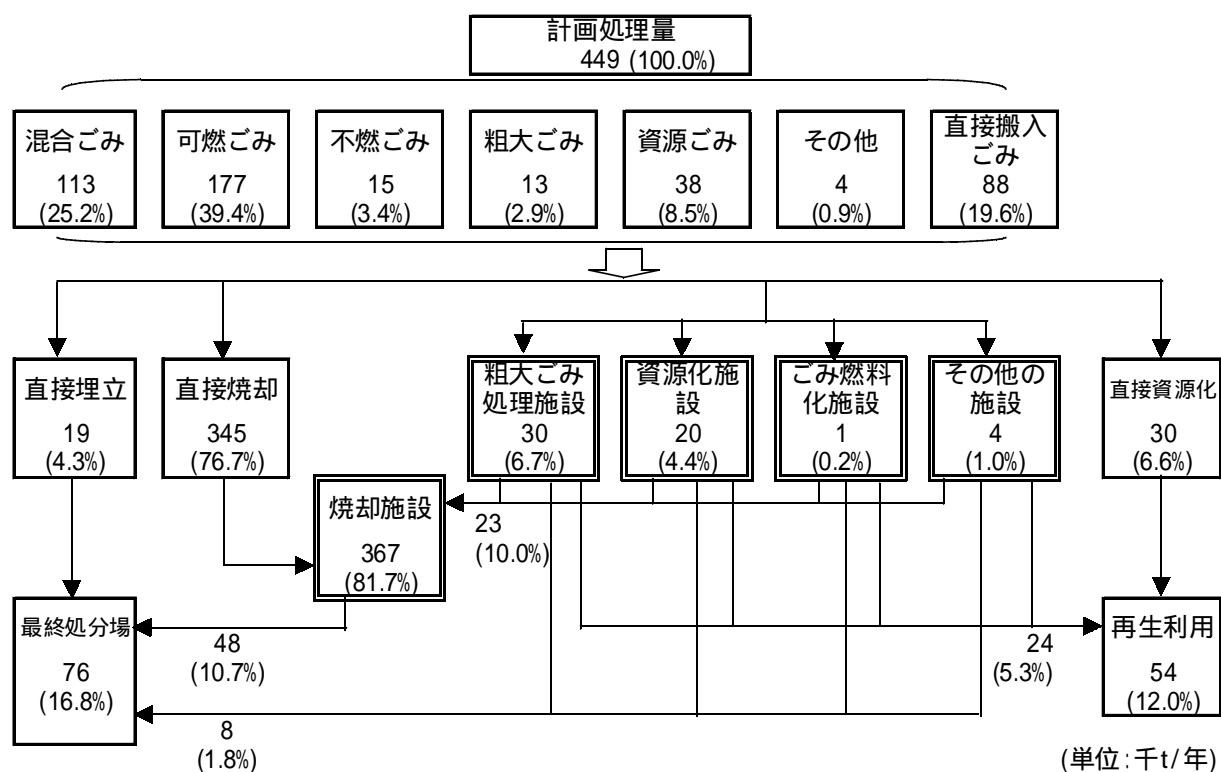


図4.15 一般廃棄物の中間処理の状況（平成12年度）

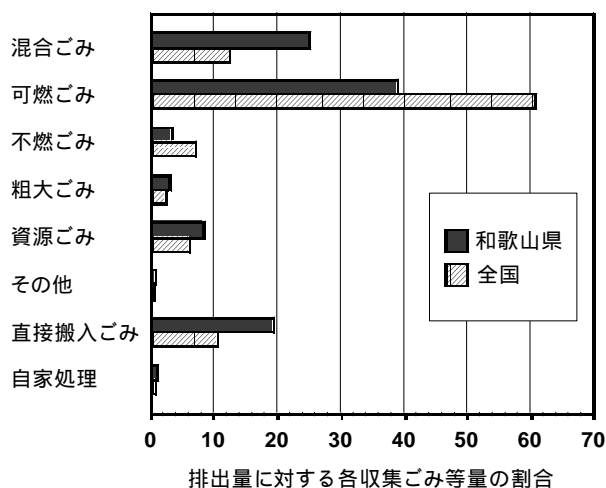


図4.16 ごみ収集の本県と全国の比較（平成12年度）

表4.4 資源化の内訳（平成12年度）

(単位:千t/年)

	市町村等	団体回収	資源化量
紙	12 (22.2%)	9 (97.3%)	20 (32.7%)
金属	25 (45.6%)	0 (1.2%)	25 (39.4%)
ガラス	12 (21.9%)	0 (0.3%)	12 (18.9%)
PET	1 (2.5%)	- (0.0%)	1 (2.1%)
プラ	1 (2.2%)	- (0.0%)	1 (1.9%)
その他	3 (5.6%)	0 (1.1%)	3 (5.0%)
合計	54 (100.0%)	9 (100.0%)	63 (100.0%)

表4.5 最終処分量の処分先地域（平成12年度）

(単位:千t/年)

	計	域内小計			県外
		自己処分場での処理	県内民間業者	フェニックス	
和歌山	23.3	23.3		23.3	
海南・海草・那賀	16.3	14.8	8.9	5.9	1.5
橋本広域	7.5	5.3	4.4	0.9	2.3
有田広域	5.3	5.3	4.2	0.3	0.8
御坊広域	1.8	1.8	1.8		
田辺広域	13.4	12.4	12.4		1.1
新宮広域	8.1	3.5	3.5		4.5
総計	75.7	66.3	35.1	0.3	30.9

### 産業廃棄物の処理の現状

- ・ 種類別にみると、家畜ふん尿、鉱さい、金属くず、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くずの再生利用率は高い結果となっている。
- ・ 燃え殻、廃プラスチック類、その他産業廃棄物、動植物性残さ、ばいじんの最終処分量は高い結果となっている。
- ・ 最終処分量の内訳を見ると、鉱さい、がれき類、汚泥、廃プラスチック類が主な種類となっている。
- ・ 最終処分量のうち、12%が県内で処分、44%が大阪湾フェニックス、44%が県外処分となっている。

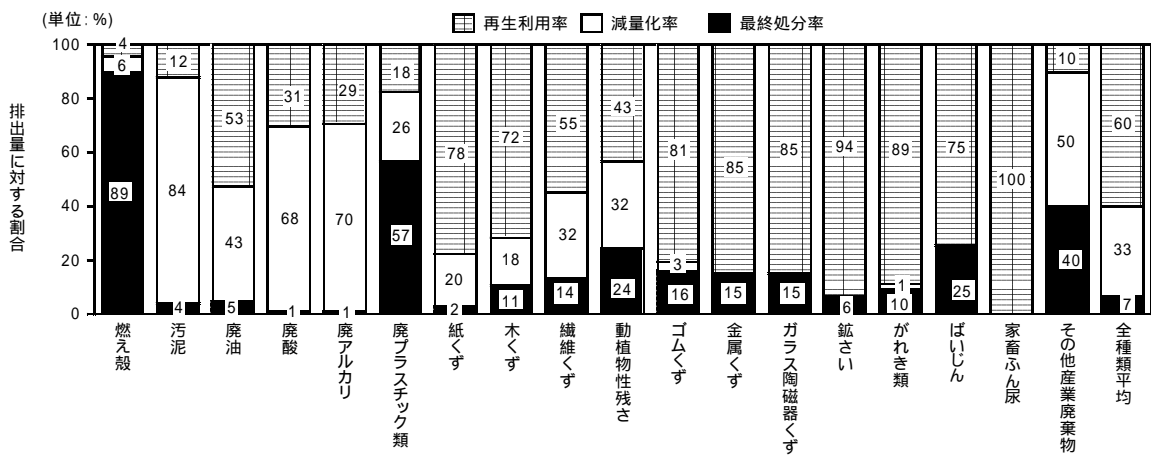


図4.17 産業廃棄物の処理率（平成12年度）

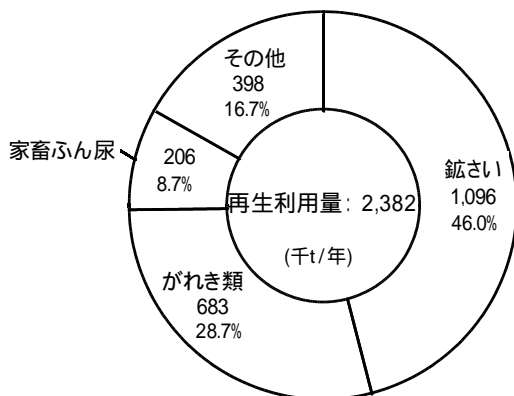


図4.18 再生利用量の種類別内訳  
（平成12年度）

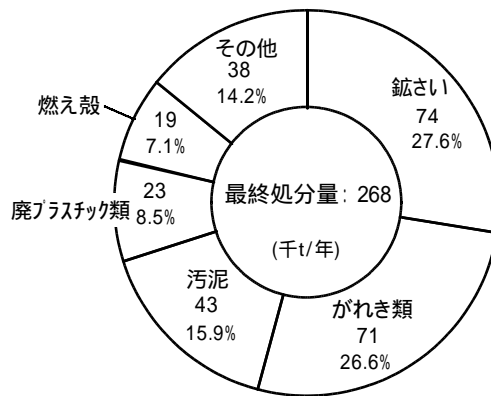


図4.19 最終処分量の種類別内訳  
（平成12年度）

表4.6 最終処分量の処分先（平成12年度）

種類:変換 (単位:千t/年)	計	(単位:千t/年)																		
		燃え 殻	汚泥	廃油	廃酸	廃ア ルカリ	廃プラ スチック 類	紙くず	木くず	繊維く ず	動植 物性 残さ	ゴムく ず	金属く ず	ガラス 陶磁 器くず	鉱さい	がれき 類	ばいじ ん	家畜 ふん 尿	家畜 の死 体	その 他
最終処分量計	268	19	43				23	0	9	0	6	0	4	8	74	71	9			2
自己最終処分量(県内)	8	0	1				0						0	0		6				
委託最終処分量	260	19	41				23	0	9	0	6	0	4	8	74	65	9			2
大阪湾フェニックス	119	10	3											0	73	32				
処理業者等	141	9	38				23	0	9	0	6	0	4	8	0	34	9			2
県内(自治体含む)	24	1	2				7		1	0	4		0	3	0	7	0			0
県外	117	8	37				16	0	8	0	2	0	3	5	0	26	9			2

注) 表中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しないものがある。

(4) 廃棄物の処理施設の整備状況

一般廃棄物の処理施設の整備状況

- ・ごみ処理施設は、焼却等施設が31施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ等の焼却以外の処理施設が7施設となっている。
- ・最終処分場は19施設あり、残余容量は872千m<sup>3</sup>となっている。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、市町村等での処理量合計は545千klとなっており、その92%に当たる502千klがし尿処理施設での処理となっている。

表4.7 ごみ焼却等施設の整備状況（平成13年3月末現在）

	固・機ハッチ	准連続	全連続	固形燃料化	その他	計
施設数	19	6	4	1	1	31
処理能力(t/日)	356	453	970	6	2	1,787

表4.8 焼却施設以外の中間処理施設（平成13年3月末現在）

	粗大ごみ 処理施設	リサイクル プラザ	リサイクル センター	計
施設数	4	2	1	7
処理能力(t/日)	94	27	2	123

表4.9 一般廃棄物最終処分場の整備状況（平成13年3月末現在）

	施設数	残余容量 (千m <sup>3</sup> ) (a)	H12最終処分量		残余年数 (a)/(b)
			(千t/年) (b)	うちフェ ニックス	
和歌山	-	-	23	23	
海南・海草・那賀	5	137	16	6	8
橋本広域	2	179	8	1	24
有田広域	2	105	5	1	20
御坊広域	1	171	2	0	96
田辺広域	7	208	13	0	15
新宮広域	2	72	8	0	9
県全体	19	872	76	31	12

\*:施設数、残余容量は平成11年3月末現在。

表4.10 し尿処理状況

(単位:千kl/年)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
し尿処理施設	486.1	471.2	492.7	502.1
(汲み取りし尿)	(325.0)	(298.8)	(308.0)	(296.5)
(浄化槽汚泥)	(161.1)	(172.4)	(184.7)	(205.6)
下水道投入	2.8	3.3	2.9	0.6
(汲み取りし尿)	(2.6)	(3.0)	(2.7)	(0.4)
(浄化槽汚泥)	(0.2)	(0.3)	(0.2)	(0.2)
海洋投入	44.7	62.4	45.3	42.1
(汲み取りし尿)	(35.7)	(49.3)	(34.2)	(31.0)
(浄化槽汚泥)	(9.0)	(13.1)	(11.1)	(11.1)
処理量合計	533.6	536.9	540.8	544.9
(汲み取りし尿)	(363.4)	(351.1)	(344.9)	(327.9)
(浄化槽汚泥)	(170.3)	(185.8)	(196.0)	(216.9)
自家処理量	6.6	5.1	4.4	4.3
(汲み取りし尿)	(6.6)	(5.1)	(4.4)	(4.3)
(浄化槽汚泥)				

平成13年度以降、施設改修に伴う暫定的な場合を除きし尿は全面的に陸上処理されている。

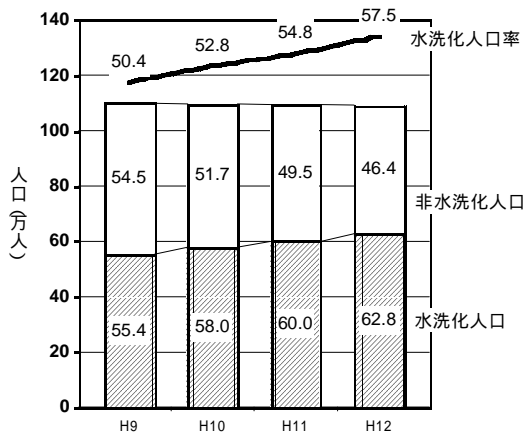


図4.20 水洗化状況の推移

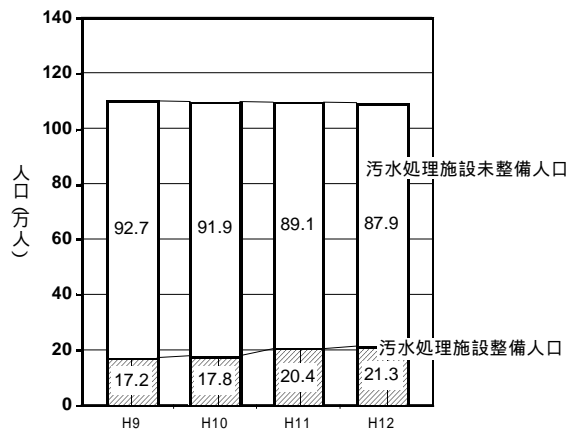


図4.21 汚水処理施設整備状況の推移

産業廃棄物の処理施設の整備状況

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置許可件数は126件であり、事業者が設置する施設に係る許可が83件、処理業者が設置する施設にかかる許可が43件となっている。
- ・ 最終処分場は、9施設、残余容量は439千 $m^3$ となっており、処理業者の設置している最終処分場は全て安定型となっている。
- ・ 最終処分場の残余容量のうち、事業者が自ら設置している処分場を除く残余容量は324千 $m^3$ となっている。

表4.11 産業廃棄物処理の施設設置許可件数(平成13年3月末時点)

処理施設	許可件数			和歌山県			和歌山市			合計
	事	処	計	事	処	計	事	処	計	
汚泥の脱水施設	5	5	10	23	4	27				37
汚泥の乾燥施設(機械)					1	1				1
汚泥の乾燥施設(天日)				14	2	16				16
汚泥の焼却施設				5	2	7				7
廃油の油水分離施設				1		1				1
廃油の焼却施設				4	2	6				6
廃酸・廃アルカリの中和施設				3	3	6				6
廃プラスチック類の破碎施設		3	3	1	4	5				8
廃プラスチック類の焼却施設	8	4	12	5	2	7				19
コンクリート固形化施設		1	1							1
水銀ばい焼施設										0
シアン分解施設										0
その他の焼却施設	12	1	13	1	2	3				16
遮断型処分場										0
安定型処分場	1	7	8							8
管理型処分場										0
合計	26	21	47	57	22	79				126

表4.12 産業廃棄物最終処分場の残余容量と施設数(平成13年3月末時点)

<単位:千 $m^3$ /年、( )内は施設数:

	県全体	公共	処理業者	事業者
和歌山	(1): 115			(1): 115
海南・海草	(1): 20		(1): 20	
那賀	(4): 126		(4): 126	
橋本・伊都				
有田				
御坊・日高				
田辺・西牟婁	(1): 120		(1): 120	
新宮・東牟婁	(2): 58	(1): 58	(1):	
計	(9): 439	(1): 58	(7): 266	(1): 115

( 5 ) 廃棄物の広域移動状況

一般廃棄物の広域移動状況

- ・ 県域を越えた最終処分量は、大阪湾フェニックスに30.9千トン、県外の民間業者に9.3千トンとなっている。
- ・ 県域を越えた中間処理（資源化）量は、2.6千トンとなっている。

表4.13 県域外での最終処分量（平成12年度）

(単位:千t/年)

	県外	フェニックス	計
和歌山		23.3	23.3
海南・海草・那賀	1.5	5.9	7.4
橋本広域	2.3	0.9	3.2
有田広域		0.8	0.8
御坊広域			
田辺広域	1.1		1.1
新宮広域	4.5		4.5
計	9.3	30.9	40.3

表4.14 県域外での中間（資源化）処理量（平成12年度）

(単位:千t/年)

ブロック名	ごみ種類	県外 民間業者
海南・海草・那賀	混合、粗大	0.7
	資源	0.7
橋本広域	資源	0.3
	資源	0.0
田辺広域	資源	0.0
新宮広域	可燃、不燃、資源	1.5
	資源	0.1
	その他	0.0
総計		2.6



### 産業廃棄物の広域移動状況

- ・ 県外へ直接搬出された量は181千トンで、県内の中間処理業者で処理された後、最終処分のために県外へ搬出された量42千トンとなっており、総量で223千トンが県外処理となっている。
- ・ 県外への搬出は、汚泥等の管理型最終処分場を必要とする廃棄物及び廃プラスチック等の可燃性廃棄物（焼却後、管理型最終処分場を必要とする）が多い。
- ・ 県外から県内に搬入された量は76千トンとなっており、その殆どが中間処理のために搬入されている。

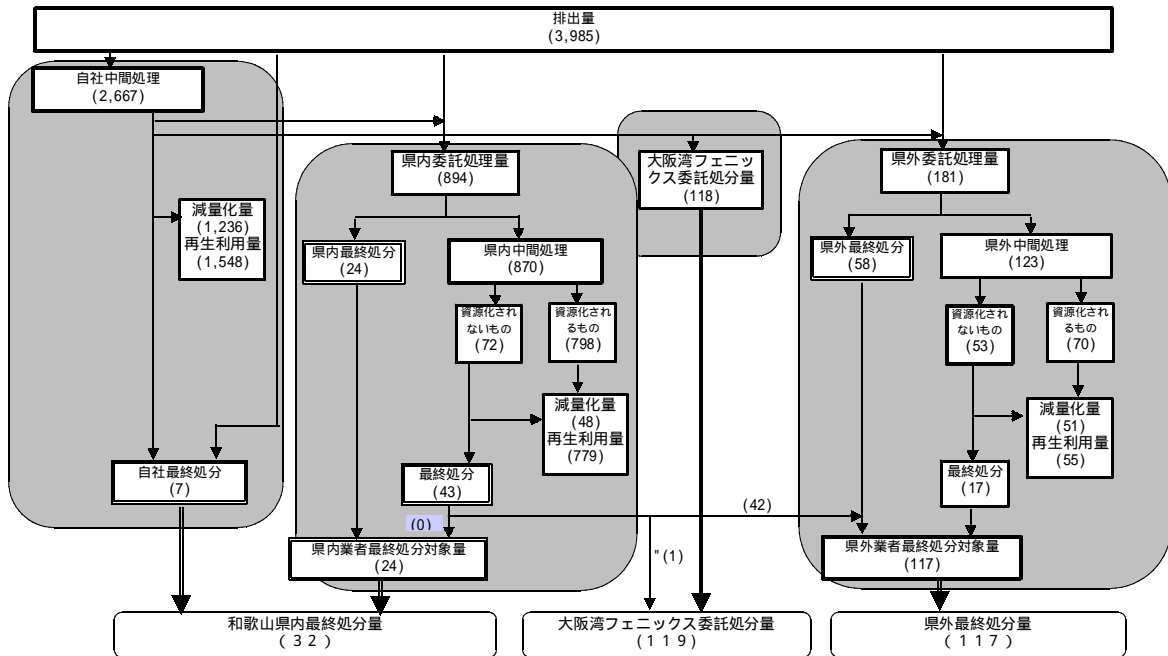


図4.22 産業廃棄物の広域移動状況（平成12年度）

表4.15 産業廃棄物の県外への搬出量、県外からの搬入量（平成12年度）

	計	(単位：千t/年)																
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
大阪湾フェニックスへ搬入量	119	10	3											0	73	32		
県外への搬出量	223	5	64	21	8	10	22	2	14	0	9	0	7	5	1	39	12	4
県外からの搬入量	76		6		13	4	1	0	0	0			1	0		43		9

注) 表中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しないものがある。

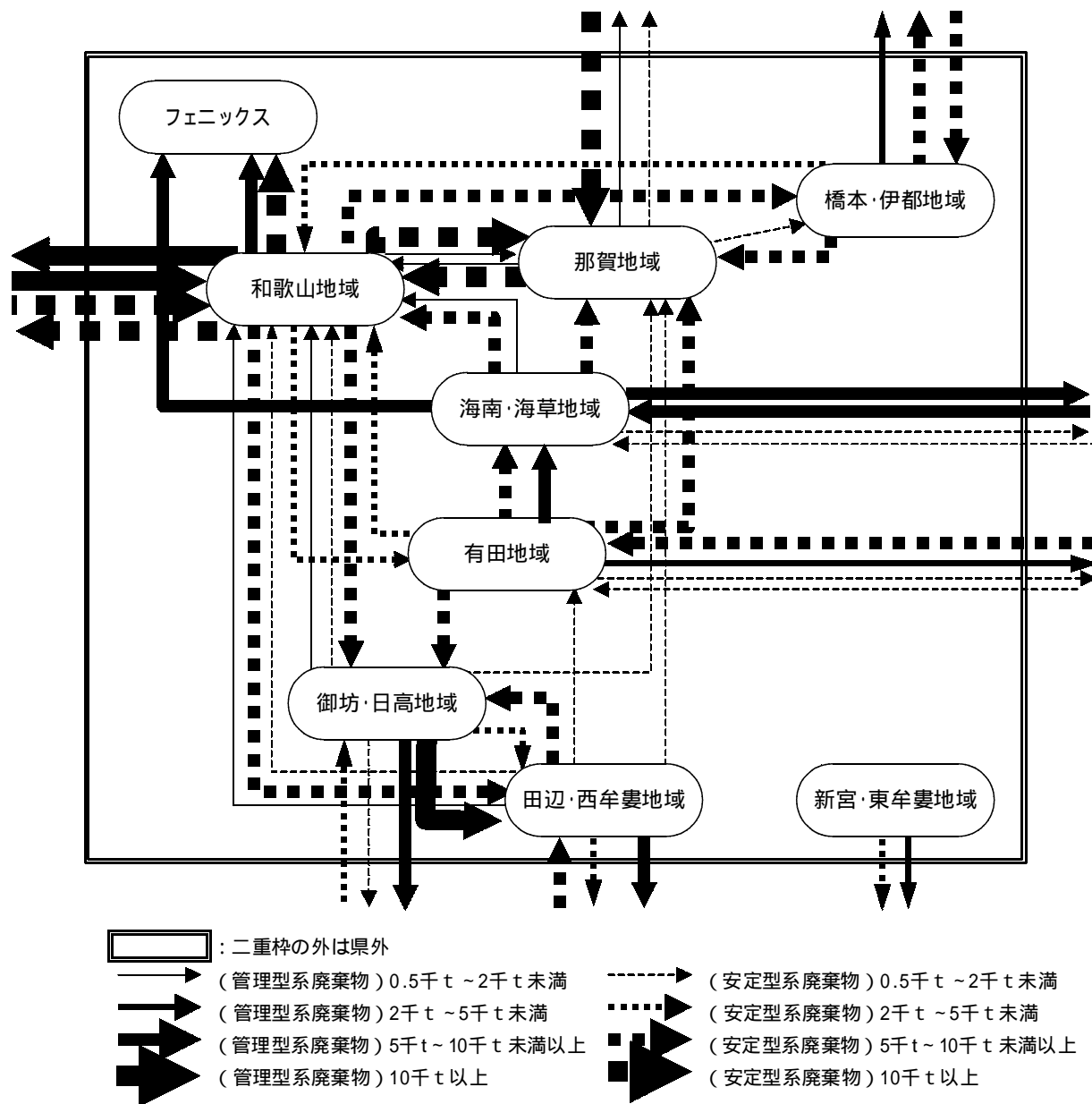


図4.23 地域別にみる産業廃棄物の県域内外の移動（平成12年度）

備考) 本図は、複数の実績報告データ等より作成したもの  
 県内の地域間の移動 : 中間処理及び最終処分業者の搬入実績  
 県外からの県内搬入 : "  
 県外への搬出 : 収集運搬業者の搬出実績  
 フェニックスへの移動 : フェニックスの搬入実績

( 6 ) 廃棄物の不法投棄の状況

- ・不法投棄の件数は、増加している。
- ・不法投棄の主なものは、建設業からのがれき類、木くずとなっている。
- ・平成13年4月に発足した環境機動捜査隊は、一般廃棄物や建築廃棄物の不法投棄、無許可・委託基準違反等30件を検挙した。

表4.16 産業廃棄物の不法投棄

	平成5～9年度平均	平成10年度	平成11年度	平成12年度
件数	2	8	23	26
投棄量(t)	1,164	1,581	1,091	8,970

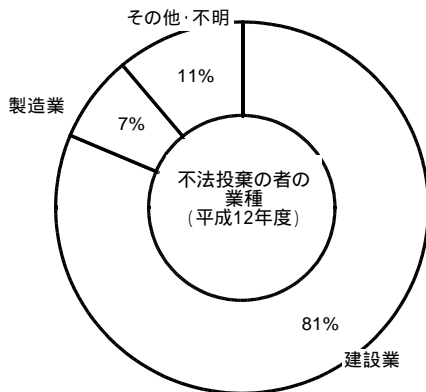


図4.24 不法投棄者の業種別件数内訳

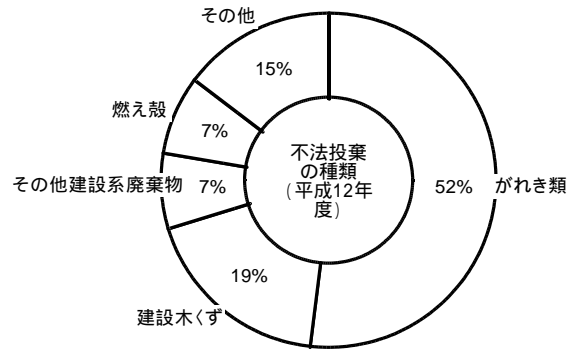


図4.25 不法投棄の種類別件数内訳

表4.17 環境機動捜査隊発足後の事件検挙状況

違反内容	検挙数
一般廃棄物の不法投棄	7
建築廃材等の不法投棄	6
無許可・委託基準違反	6
粗大ごみの不法投棄	5
建築廃材等野外焼却	2
廃家電不法投棄	1
廃自動車不法投棄	1
その他	2

平成13年4月から12月の実績

(7) 特別管理廃棄物の状況

- ・ 特別管理産業廃棄物の排出量は、感染性廃棄物が3.2千トンで最も多く、次いで、廃アルカリが2.5千トン、以下、廃油が2.0千トン等となっている。
- ・ 感染性廃棄物は、約6割が県外で処理されている。
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理状況は、減量化率が62%、再生利用率が28%、最終処分率が10%となっている。
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、現在、県内370事業所で保管されている。

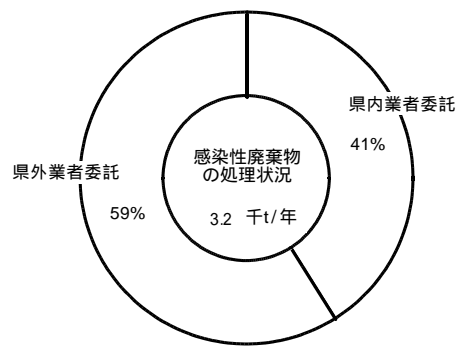
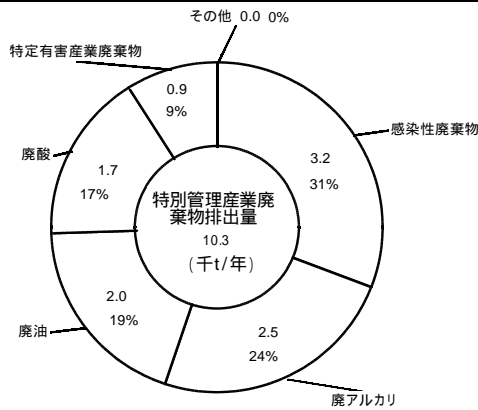


図4.26 特別管理産業廃棄物の排出量 (平成12年度)

図4.27 感染性廃棄物の処理状況 (平成12年度)

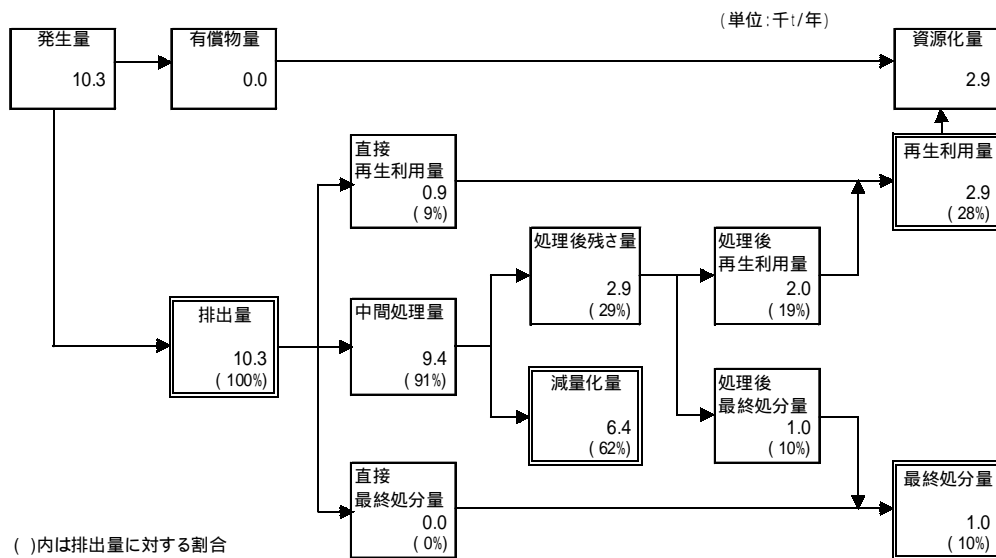


図4.28 特別管理産業廃棄物の処理フロー (平成12年度)

表4.18 ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管等届出事業場数 (平成12年度)

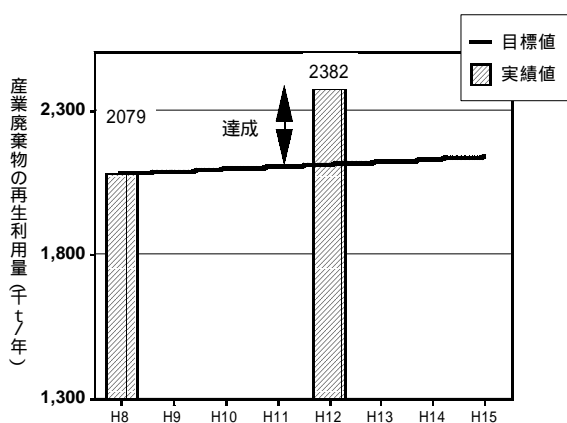
県計	和歌山県	和歌山市
370	248	122

#### 4.4 廃棄物に係るこれまでの各種計画の進捗状況

##### (1) 第4次和歌山県産業廃棄物処理計画の達成状況

- ・平成11年5月の策定された第4次和歌山県産業廃棄物処理計画では、平成8年度の産業廃棄物の排出及び処理量を基準として、再生利用の推進、最終処分の削減の目標値を設定した。
- ・目標年次は平成15年度であり、この目標量と平成12年度の処理量を比較すると、平成12年度の再生利用量、最終処分量は、第4次産業廃棄物処理計画の目標値をすでに達成した結果となっている。
- ・がれき類の再生利用量の増加により最終処分量が減少したことが、最も大きな目標達成要因と考えられる。

(再生利用の達成状況)



(最終処分の達成状況)

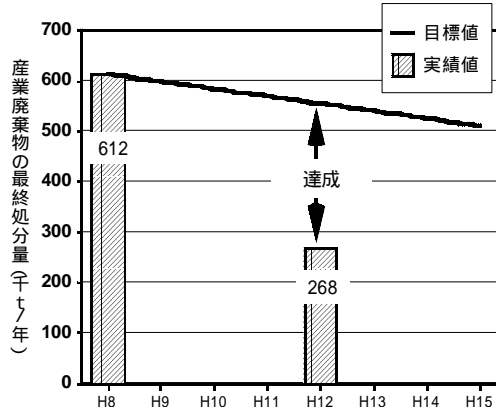


図4.29 第4次和歌山県産業廃棄物処理計画目標値に対する平成12年度処理量の比較

表4.19 がれき類及び鋳さい処理量(再生利用量・最終処分量)の変化

(単位:万t/年)

		平成8年度	平成12年度	対H8増減量
		(実績値)	(実績値)	
再生利用量	計	208	238	30
	がれき類	14	68	54
	鋳さい	152	110	43
	その他	42	60	19
最終処分量	計	61	27	34
	がれき類	23	7	16
	鋳さい	13	7	5
	その他	26	12	14

(2) ごみ処理広域化計画の概要

・平成12年12月の策定された和歌山県ごみ処理広域化計画(第1次改訂)では、以下の方針を定め、10年後(平成21年度以降)を目指して、施設整備が進めている。

表4.20 各ブロックのごみ焼却施設等整備計画

(単位:処理能力(t/日))

ブロック名	市町村又は一部事務組合名	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
和歌山	和歌山市	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
海南・海草・那賀	海南市	150	150	150	150	150	150	150	150	240	240	240
	下津町	30	30	30	30	30	30	30	30			
	打田町	15	15	15	15	15	15	15	15			
	粉河町	20	20	20	20	20	20	20	20			
	那賀町	20	20	20	20	20	20	20	20			
	岩出町	60	60	60	60	60	60	60	60			
	貴志川・桃山清掃施設組合	20	20	20	20	20	20	20	20			
橋本広域	橋本市	90	90	90	90	90	90	90	180	180	180	180
	かつぎ町	10	10	10	10	10	10	10				
	高野口町	30	30	30	30	30	30	30				
	高野町	15	15	15	15	15	15	15				
	花園村	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6				
有田広域	有田周辺広域圏事務組合	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	有田郡衛生体育施設組合	20	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30
御坊広域	御坊周辺広域市町村圏組合	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
田辺広域	田辺市	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	白浜町	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
	日置川町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	すさみ町	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	南部町・南部川村環境衛生事務組合	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	上富田町・大塔村・中辺路町清掃施設組合	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
新宮広域	新宮市	30	30	49	49	49	49	49	49	49	49	49
	串本町	15	15									
	古座町	35	35	35								
	古座川町	12	12	12	40	40	40	40	40	40	40	40
	那智勝浦町	5	5	5								
	那智勝浦町	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	大地町	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
熊野川地域広域組合	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
県全体の処理能力		1,787	1,787	1,801	1,789	1,789	1,789	1,789	1,822	1,747	1,747	1,747

(参考資料:和歌山県広域化計画(第1次改訂版))

\*1:焼却施設を廃止し、広域化計画に基づく施設が出来るまでの間は、他市町村で委託処理を行う。

## 4.5 廃棄物の将来見込みと目標値の概念

### (1) 廃棄物の将来見込み

#### [一般廃棄物]

- ・ 将来予測は、市町村等から収集した将来計画値を基に算出した。
- ・ 排出量は、今後、増加と見込まれる。
- ・ 再生利用及び減量化量が微増、最終処分量はほぼ横ばいと見込まれる。

#### [産業廃棄物]

- ・ 将来予測は、各業種ごとに過去からの経済指標のトレンドから将来を予測し、排出量を求め、将来も現状の処理率と同じと仮定し処理量を算出した。
- ・ 排出量は、今後、横ばいで推移すると見込まれる。
- ・ 再生利用量、最終処分量、減量化量ともほぼ横ばいと見込まれる。

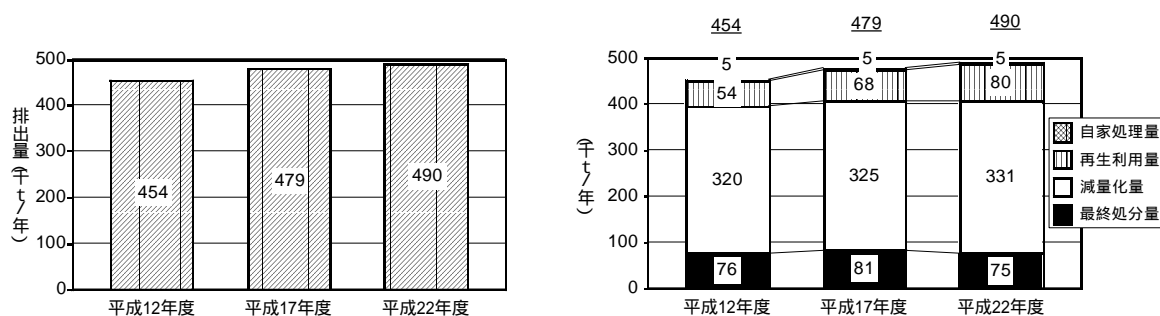


図4.30 一般廃棄物の排出量と処理量の将来見込み

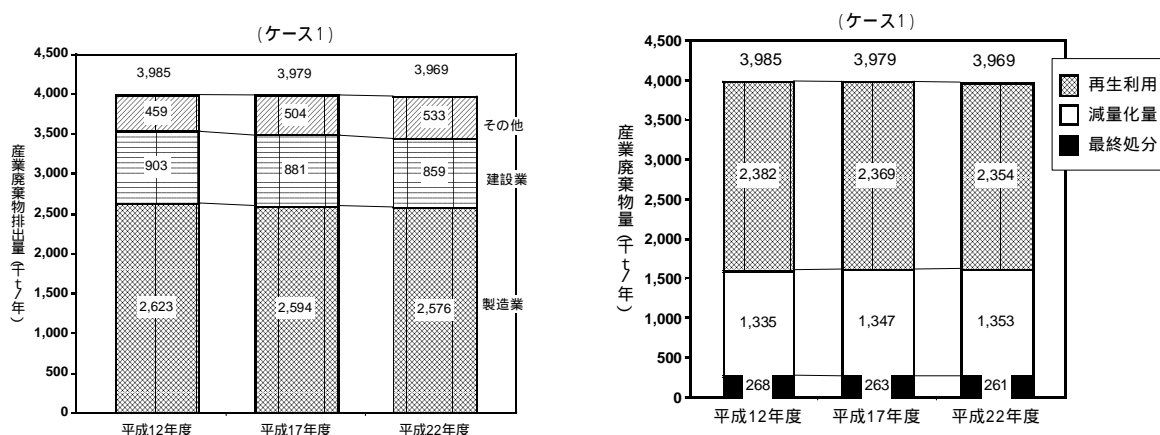


図4.31 産業廃棄物の排出量と処理量の将来見込み

( 2 ) 廃棄物処理の目標値の概念

[国の方針]

- ・平成9年度の廃棄物量を基準として、平成22年度における処理目標を設定しており、再生利用量の増加により、平成22年度の最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物ともに約半分に削減することとしている。

[本県の目標値の概念]

- ・国の( H 9 H 2 2 )の目標設定を、本計画では( H 1 2 H 2 2 )にあてはめ、目標値の設定に当たっては本県の実状を勘案し、国の設定値若しくはそれ以上とする。

[目標値を達成するための目標]

- ・一般廃棄物については、排出量を7%削減し、再生利用率を26%に高め、最終処分量を50%削減する。
- ・産業廃棄物については、排出量を増加させず、再生利用率を4%高め、最終処分量を63%削減する。
- ・なお、産業廃棄物については、再生利用率の増加の余地があると考えられる廃棄物について個別種類ごとに重点目標を定める。
  - ・がれき類 : 再生利用率を現状の89%から95%に引き上げる。
  - ・汚泥 : 最終処分量を現状の4%から2%に引き下げる。
  - ・廃プラスチック : 減量化・再生利用率を現状の43%から93%に引き上げる。
  - ・動植物性残さ : 再生利用率を現状の43%から68%まで引き上げる。
  - ・木くず : 減量化・再生利用率を現状の90%から92%まで引き上げる。

表4.21 一般廃棄物の処理目標値

		平成12年度	平成17年度	平成22年度
排出量 (万トン)	実績・(予測)	4 5	( 4 8 )	( 4 9 )
	目 標 値	-	4 4	4 2
再生利用率	実績・(予測)	1 2 %	( 1 4 % )	( 1 6 % )
	目 標 値	-	1 9 %	2 6 %
最終処分量 (万トン)	実績・(予測)	8	( 8 )	( 8 )
	目 標 値	-	6	4



表4.22 産業廃棄物の処理目標値

		平成12年度	平成17年度	平成22年度
排出量 (万トン)	実績・(予測)	399	(398)	(397)
	目標値	-	395	394
再生利用率	実績・(予測)	60%	(60%)	(59%)
	目標値	-	63%	64%
最終処分量 (万トン)	実績・(予測)	27	(26)	(26)
	目標値	-	13	10

表4.23 産業廃棄物の種類別目標値

種類	実績値				将来予測(目標値)											
	平成12年度				平成17年度				平成22年度							
	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
計	3,985	2,382 (60%)	1,335 (33%)	268 (7%)	3,947	2,468 (63%)	1,346 (34%)	133 (3%)	3,939	2,527 (64%)	1,314 (33%)	100 (3%)				
燃え殻	2	0 (4%)	0 (6%)	2 (89%)	2	0 (5%)	0 (5%)	2 (91%)	2	0 (5%)	0 (5%)	2 (90%)				
汚泥	1,469	177 (12%)	1,239 (84%)	53 (4%)	1,474	182 (12%)	1,253 (85%)	39 (3%)	1,481	210 (14%)	1,245 (84%)	26 (2%)				
廃油	35	18 (53%)	15 (43%)	2 (5%)	35	20 (57%)	14 (39%)	2 (5%)	36	25 (69%)	10 (27%)	2 (4%)				
廃酸	33	10 (31%)	22 (68%)	0 (1%)	34	10 (30%)	23 (69%)	0 (1%)	34	10 (30%)	24 (69%)	0 (1%)				
廃アルカリ	13	4 (29%)	9 (70%)	0 (1%)	13	5 (34%)	9 (65%)	0 (1%)	14	5 (35%)	9 (64%)	0 (1%)				
廃プラスチック類	42	7 (18%)	11 (26%)	24 (57%)	41	16 (38%)	11 (27%)	14 (35%)	42	30 (72%)	9 (21%)	3 (7%)				
紙くず	4	3 (78%)	1 (20%)	0 (2%)	4	3 (79%)	1 (19%)	0 (2%)	3	3 (80%)	1 (18%)	0 (2%)				
木くず	93	67 (72%)	16 (18%)	10 (11%)	85	62 (73%)	15 (18%)	8 (9%)	80	63 (79%)	11 (13%)	6 (8%)				
繊維くず	3	1 (55%)	1 (32%)	0 (14%)	2	1 (55%)	1 (31%)	0 (14%)	2	1 (55%)	0 (31%)	0 (14%)				
動植物性残さ	23	10 (43%)	7 (32%)	6 (24%)	24	11 (48%)	8 (32%)	5 (20%)	25	17 (68%)	4 (15%)	4 (16%)				
ゴムくず	0	0 (81%)	0 (3%)	0 (16%)	0	0 (81%)	0 (3%)	0 (16%)	0	0 (81%)	0 (3%)	0 (16%)				
金属くず	27	23 (85%)		4 (15%)	27	23 (85%)		4 (15%)	27	25 (93%)		2 (7%)				
ガラス陶磁器くず	55	47 (85%)		8 (15%)	55	47 (86%)		8 (14%)	54	47 (86%)		8 (14%)				
鋳さい	1,169	1,096 (94%)		74 (6%)	1,147	1,145 (100%)		2 (0%)	1,147	1,145 (100%)		2 (0%)				
がれき類	769	685 (89%)	11 (1%)	73 (10%)	750	699 (93%)	11 (1%)	40 (5%)	733	696 (95%)		38 (5%)				
ばいじん	36	27 (76%)	-1 (-)	9 (26%)	33	29 (86%)	-1 (-)	6 (17%)	33	28 (86%)	-1 (-)	5 (16%)				
家畜ふん尿	206	206 (100%)			215	215 (100%)			221	221 (100%)						
その他産業廃棄物	5	1 (10%)	3 (50%)	2 (40%)	6	1 (10%)	3 (51%)	2 (39%)	6	1 (10%)	3 (51%)	2 (39%)				

注：( )内は、各年度の排出量に対する割合

国の方針の概略(参考)

一般廃棄物

排出量 : 平成22年度値を平成9年度値の7%削減する。

再生利用率 : 平成22年度値(24%)を平成9年度値(11%)より13%増加させる。

最終処分量 : 平成22年度値を平成9年度値の47%削減する。

産業廃棄物

排出量 : 平成22年度値を平成9年度値の12%増に抑える。

再生利用率 : 平成22年度値(47%)を平成9年度値(41%)より6%増加させる。

最終処分量 : 平成22年度値を平成9年度値の55%削減する



—資料（用語集）—

# 1 廃棄物の種類に関する言葉

## 産業廃棄物（20品目）

	種 類	代表例・内容
あらゆる事業活動に伴うもの	燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物等
	汚 泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルビット汚泥、上水汚泥、下水汚泥等
	廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類等
	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液
	廃 アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液
	廃 プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類、ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等
	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	金 属 く ず	鉄くず、ブリキ・トタンくず、銅線くず、切削くず、缶類等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、破損ガラス、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶器・磁器くず、レンガくず等【本文では、「ガラス陶磁器くず」と略した】
	鉱 さ い	高炉・電気炉等からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、鋳物廃砂等
	が れ き 類	工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
ば い じ ん	焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、印刷業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
	木 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業に係るもの
	織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
	動 植 物 性 残 さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係るもの
	家 畜 ふ ん 尿	畜産農業に係るもの
	家 畜 の 死 体	畜産農業に係るもの
	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場において、とさつ等あるいは食鳥処理した獣畜等に係る固形状の不要物
廃棄物処理法施行令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

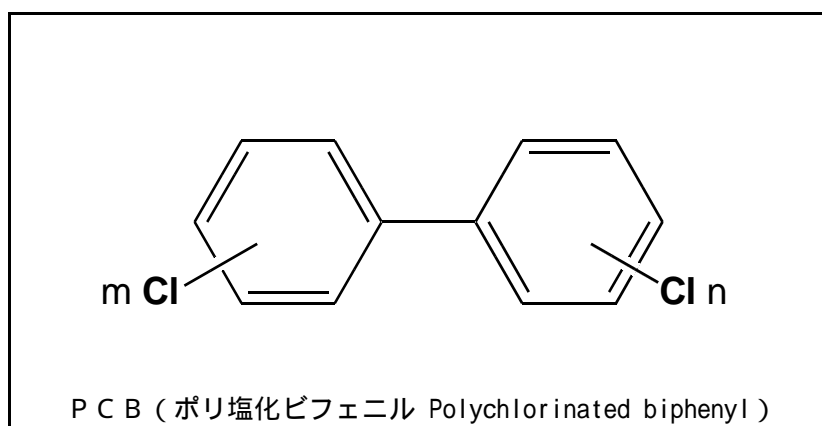
なお、これ以外に海外から輸入された廃棄物も産業廃棄物である。

## 特別管理廃棄物

廃棄物のうち、毒性、爆発性、感染性を有するものとして廃棄物処理法施行令で定める廃棄物。(燃えやすい廃油、有害物質を含む汚泥等)

### PCB (ポリ塩化ビフェニル Polychlorinated biphenyl)

化学的に安定で、耐熱性があることから、変圧器、コンデンサの電気絶縁油として使用され、その他熱媒体、潤滑油、可塑剤等に使用された。カネミ油症として広く知られるカネミライスオイル中毒事件(昭和43年)は米ヌカ油の精製工程で熱媒体として使用したPCBが混入したことによる。PCBには皮膚障害、肝障害を起こす毒性があり、環境中に放出された場合長期間分解せずに残留し、環境を汚染するだけでなく、魚類等を通じヒトにも蓄積する恐れのある物質である。



## 2 廃棄物処理施設に関する言葉

### 最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う施設のことで、その構造により、安定型、管理型、遮断型に区別されている。

### 安定型最終処分場

性質が安定しており、生活環境上の支障を及ぼす恐れが少ない、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくずの処分を対象としており、遮水構造を有していない。

### 管理型最終処分場

浸出水によって公共用水域等を汚染する可能性のある廃棄物を処分する処分場で、遮水構造、浸出水処理施設を有している。

### 遮断型最終処分場

周辺をコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する形の処分場で、鉛や水銀等の有害物質を含む特定有害産業廃棄物の処分を行う。

### リサイクルプラザ・リサイクルセンター

廃棄物を回収し、資源化する施設で、不要品の補修、再生、再生品の展示又は保管機能を有するものをリサイクルプラザといい、その機能を有しないものをリサイクルセンターという。

## 3 廃棄物・リサイクル法に関する言葉

---

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

循環型社会の形成に関する基本原則を規定した法律。

### 循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷 ができる限り低減される社会。廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ資源として循環的な利用を行い、どうしても循環的な利用が行われないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される。循環型社会形成推進基本法で規定されている。

「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。環境基本法で規定されている。

### サーマルリサイクル

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクル。

### 容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）が正式名称。缶やビン、ペットボトル等の容器包装のリサイクルを促進するため、関係者の役割を規定している。

### （財）日本容器包装リサイクル協会

容器包装リサイクル法に基づく再商品化を円滑に実施するために設立された公益法人。主務大臣の指定を受けて、市町村から容器包装の引取を行うとともに、特定事業者（ビンやペットボトルを製造若しくは使用して製品を販売している事業者）からの再商品化業務を受託しリサイクルを行う。

### リターナブルビン（いきビン）

中身を消費した後のビン（容器）を、販売店を通じて回収し、再び中身を充填して販売する、繰り返し使用するビン（容器）のこと。反対に、一度使用しただけで、再び使用できないビン（容器）をワンウェイビン（容器）という。

### 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）が正式名称。生ごみ等の食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用の促進を規定している。

### 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）が正式名称。建設解体工事における分別及び再資源化の促進を規定している。

### 建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品で、再生資源及び廃棄物となるものを含む。再生資源とは、副産物のうち原材料として利用できるもの又はその可能性のあるもので、例えばコンクリート塊は廃棄物であると同時に、再生資源としても位置付けられる。なお、建設発生土は再生資源だが、廃棄物ではない。

### 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）が正式名称。小売業者、製造業者がテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの再商品化を実施することを規定している。

### グリーン購入法

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）が正式名称。国等が、率先して環境に優しい物品を調達することを規定している。

### グリーン購入

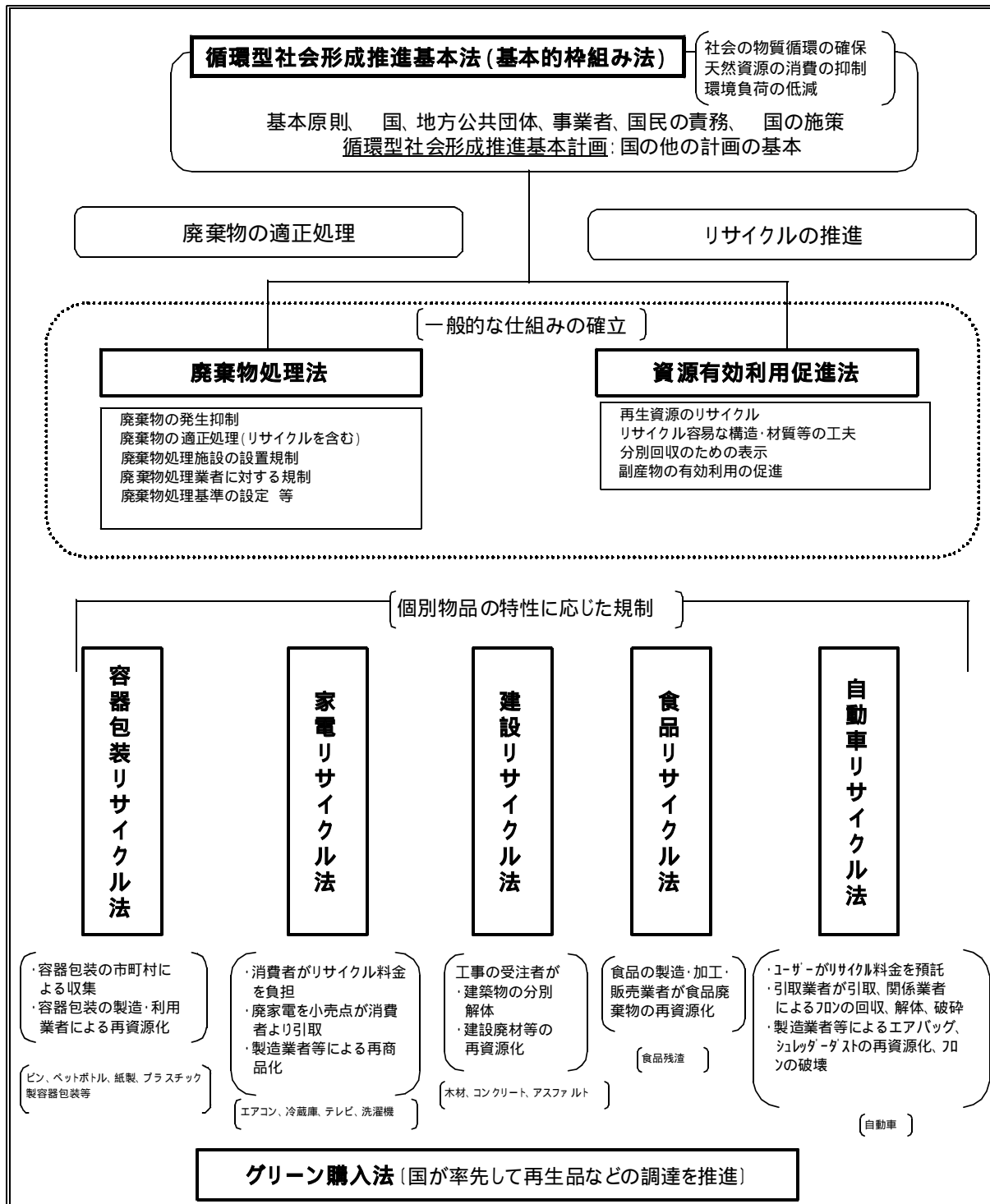
製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

### 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）が正式名称。

使用済み自動車の適正な処理を推進するため、関係者の役割分担を規定している。

### 廃棄物リサイクル関係法体系





## 4 計画関係

---

### 和歌山県ごみ処理広域化計画

複数を市町村が互いに連携し、ブロック単位で、効率的で広域的なごみ処理体制を構築するため、県が平成11年に策定した計画。県内を8ブロックに分け、それぞれ既存施設の耐用年限に応じ計画的に施設の集約化を図ることとしている。

### 大阪湾フェニックス計画（大阪湾圏域広域処理場整備事業）

近畿2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の最終処分を大阪湾の埋立により行い、造成した土地を有効活用する事業。広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和57年に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが事業を実施している。本県では紀北地域の19市町村が処理対象区域となっており、和歌山下津港北港に建設されている和歌山積出基地において廃棄物の受入が行われている。

### エコタウン事業（計画）

あらゆる廃棄物をゼロにするゼロ・エミッション構想を基本的な考え方として、先進的な環境調和型まちづくりの推進を目的に創設された制度。地方自治体が上記の考えに基づき策定した推進計画（エコタウン計画）が、国の承認を受けると、そのプランに基づき民間事業者もしくは地方自治体を実施する中核的な事業に対して支援を受けることができる。

### 有機性資源循環利用推進マスタープラン

優良な堆肥原料となりうる、家畜の糞尿、木くず、もみがら等の有機性資源の発生量を明らかにし、資源別のリサイクルのあり方や利用拡大の方策について県の方針を示した計画。

## 5 適正処理関係

---

### 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会

和歌山県、和歌山県警、和歌山市、田辺海上保安部、社団法人和歌山県産業廃棄物協会が構成する協議会。各関係機関が連携して、不法投棄の未然防止、早期発見のための環境月間パトロールの実施や必要な方策の検討を行っている。

### きのくに環境モニター

市民ボランティアが廃棄物の不法投棄等のモニタリング（見回り等）を行うとともに、不法投棄を発見した時には警察に通報する制度。和歌山県警が各警察署ごと

に委嘱している。

#### 環境機動捜査隊（エコポリス）

産業廃棄物の不法投棄等の環境犯罪が増加傾向にあり、さらに一度破壊された環境の現状回復が非常に困難であることから、環境犯罪の取締の徹底と迅速な対応を目的に全国に先駆けて和歌山県警内に設置された捜査隊。

#### 措置命令

不適正な廃棄物処理によって周辺住民に生活環境保全上の支障が生じる、又は支障が生じる恐れがある場合に、廃棄物処理法に基づき都道府県知事（政令市にあっては政令市長）が、不適正な処理を行った者にその除去を命ずる命令。行為者が、この命令に従わない場合、都道府県知事は行為者を告発したうえ、行政代執行を行って支障を除去し、その費用を行為者に請求する。

#### 汚染者負担の原則 PPP（Polluter Pays Principle）

生産段階で発生する環境への負荷の防止費用あるいはその除去費用を、排出者（汚染者）である企業が負担すべきという考え方。

#### 拡大生産者責任（EPR:Extended Producer Responsibility）

生産者が、自ら製造した製品が消費された後に廃棄物となった時まで責任を負うという考え方。

## 6 その他

---

#### 保健所設置市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、保健所を設置している市長に対して、都道府県知事と同様の権限（一般廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可の許可等）を与えており、当該市域では都道府県知事は間接的な権限しか有しない。県内では和歌山市が該当する。

#### 生活排水

日常生活に伴って排出される水のこと、炊事、入浴、洗濯などから生じる生活雑排水とし尿（水洗トイレから出る排水等）を合わせたもの。

#### NPO（Non Profit Organization）

不特定多数の利益の増進を目的とする任意のボランティア団体や市民活動団体の

こと。「営利を目的としない民間組織」と訳される。

#### (社)和歌山県産業廃棄物協会

県内の産業廃棄物処理業者の資質の向上、廃棄物の適正処理の推進を目的として和歌山県内の産業廃棄物業者等により設立された社団法人。

#### 委託基準

排出者事業者が産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際の基準で、廃棄物処理法で規定されている。(書面契約義務等)

#### 環境事業団

昭和40年に設立された国の特殊法人(設立時は公害防止事業団、平成4年に改称)で、環境保全のための種々の事業を実施してきた。平成13年の環境事業団法の改正により、PCB廃棄物の広域的な処理が業務として追加された。

和歌山県廃棄物処理計画

平成15年3月

和歌山県環境生活部

環境政策局地域環境課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-432-4111（代表）

073-441-2696（直通）

FAX 073-441-2685

この冊子は再生紙を使用しています。